

特定行為研修の基準等に係る関係法令等

特定行為研修の基準に係る関係法令等.....	1
施行通知	
別紙3 共通科目の内容.....	15
別紙4 区分別科目の内容.....	17
別紙5 共通科目の各科目及び区分別科目の研修方法.....	32
別紙6 5.(1)⑧に関連し、特定行為研修の一部を免除した研修 (領域別パッケージ研修)	35
別紙7 共通科目の各科目及び区分別科目の評価方法.....	40
別紙8 到達目標.....	44
様式1 指定申請書.....	45
別紙1-1 特定行為研修計画の概要.....	48
別紙1-2 特定行為研修計画の概要.....	51
別紙1-3 特定行為研修計画の概要.....	53
別紙1-4 特定行為研修計画の概要.....	55
別紙2-1 講義、演習又は実習を行う施設及び設備の概要一覧.....	57
別紙2-2 講義、演習又は実習を行う施設及び設備の概要.....	59
別紙3 協力施設承諾書.....	63
別紙4 特定行為研修管理委員会の構成員の氏名等.....	65
別紙5 特定行為研修の指導者一覧.....	67
様式3 特定行為区分変更申請書.....	69
別紙1-1 特定行為研修計画の概要.....	72
別紙1-2 特定行為研修計画の概要.....	75
別紙1-3 特定行為研修計画の概要.....	77
別紙1-4 特定行為研修計画の概要.....	79
別紙2-1 講義、演習又は実習を行う施設及び設備の概要一覧.....	81
別紙2-2 講義、演習又は実習を行う施設及び設備の概要.....	83
別紙3 協力施設承諾書.....	87
別紙4 特定行為研修管理委員会の構成員の氏名等.....	89
別紙5 特定行為研修の指導者一覧.....	91
様式5 指定取消申請書.....	93

特定行為研修の基準に係る関係法令等

保健師助産師看護師法(昭和二十三年法律第二百三十三号)(抄)	保健師助産師看護師法第三十七条の二第二項第一号に規定する特定行為及び同項第四号に規定する特定行為研修に関する省令(平成27年厚生労働省令第33号、改正平成31年)(抄)	保健師助産師看護師法第37条の2第2項第1号に規定する特定行為及び同項第4号に規定する特定行為研修に関する省令の施行等について(平成27年3月17日付、医政発0317第1号、一部改正令和6年4月5日)(抄)	
		(施行通知本文)	(様式)
第三十七条の二 特定行為を手順書により行う看護師は、指定研修機関において、当該特定行為の特定行為区分に係る特定行為研修を受けなければならない。 2 この条、次条及び第四十二条の四において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一 特定行為 診療の補助であつて、看護師が手順書により行う場合には、実践的な理解力、思考力及び判断力並びに高度かつ専門的な知識及び技能が特に必要とされるものとして厚生労働省令で定めるものをいう。 二 手順書 医師又は歯科医師が看護師に診療の補助を行わせるためにその指示として厚生労働省令で定めるところにより作成する文書又は電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)であつて、看護師に診療の補助を	(特定行為研修の基準) 第五条 法第三十七条の二第二項第四号の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。 一 次に掲げる研修により構成されるものであること。 イ 共通科目(看護師が手順書により特定行為を行う場合に特に必要とされる実践的な理解力、思考力及び判断力並びに高度かつ専門的な知識及び技能であつて、全ての特定行為区分に共通するものの向上を図るための研修をいう。次号、第十六条第一項及び別表第三において同じ。) ロ 区分別科目(看護師が手順書により特定行為を行う場合に特に必要とされる実践的な理解力、思考力及び判断力並びに高度かつ専門的な知識及び技能であつて、特定行為区分ごとに異なるものの向上を図るための研修をいう。第三号、第十六条第一項及び別表第四において同じ。) 二 共通科目の内容は、別表第三に定めるもの以上であること。 三 区分別科目のうち講義又は演習にあつては、別表第四の上欄に掲げる特定行為区分に応じて同表の下欄に定める時間数以上であること。	第2 特定行為研修省令の内容及び具体的な運用基準 5. 特定行為研修 (1) 特定行為研修の基準 特定行為研修は、看護師が手順書により特定行為を行う場合に特に必要とされる実践的な理解力、思考力及び判断力並びに高度かつ専門的な知識及び技能の向上を図るための研修であつて、特定行為区分ごとに特定行為研修の基準に適合するものであること。 特定行為研修の基準は、次のとおりであること。(改正後の法第37条の2第2項第4号、特定行為研修省令第5条並びに別表第3及び別表第4関係) ①次に掲げる研修により構成されるものであること。 イ 共通科目(看護師が手順書により特定行為を行う場合に特に必要とされる実践的な理解力、思考力及び判断力並びに高度かつ専門的な知識及び技能であつて、全ての特定行為区分に共通するものの向上を図るための研修をいう。以下同じ。) ロ 区分別科目(看護師が手順書により特定行為を行う場合に特に必要とされる実践的な理解力、思考力及び判断力並びに高度かつ専門的な知識及び技能であつて、特定行為区分ごとに異なるものの向上を図るための研修をいう。以下同じ。) ②共通科目の内容は、別紙3に定めるもの以上であること。 ③区分別科目のうち講義又は演習にあつては、別紙4に掲げる特定行為区分に応じて当該特定行為区分ごとに定める時間数以上であること。 ④ 区分別科目における実習は、必要な症例数を経験するものに限ること。 ⑤ 共通科目の各科目及び区分別科目は、別紙5に示	

行わせる患者の病状の範囲及び診療の補助の内容その他の厚生労働省令で定める事項が定められているものをいう。 三 特定行為区分 特定行為の区分であつて、厚生労働省令で定めるものをいう。 四 特定行為研修 看護師が手順書により特定行為を行う場合に特に必要とされる実践的な理解力、思考力及び判断力並びに高度かつ専門的な知識及び技能の向上を図るための研修であつて、特定行為区分ごとに厚生労働省令で定める基準に適合するものをいう。 五 指定研修機関 一又は二以上の特定行為区分に係る特定行為研修を行う学校、病院その他の者であつて、厚生労働大臣が指定するものをいう。 3 厚生労働大臣は、前項第一号及び第四号の厚生労働省令を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、医道審議会の意見を聴かなければならない。	と。	す研修方法により行うものとする。その際、講義又は演習は、大学通信教育設置基準(昭和56年文部省令第33号)第3条第1項及び第2項に定める方法により行うことができること。 ⑥ 既に履修した共通科目の各科目及び区分別科目については、当該科目の履修の状況に応じ、その全部又は一部を免除することができること。 ⑦ 区分別科目について、指定研修機関は、当該特定行為研修に係る特定行為を手順書により行うための能力を有していると認める看護師について、その一部を免除することができること。 ⑧ 特定行為研修省令別表第4の備考第5号に規定するとおり、厚生労働大臣が適当と認める場合には、当該特定行為研修に係る特定行為の一部を行う看護師について、当該特定行為研修の一部を免除した研修を行うことができること。なお、厚生労働大臣が適当と認める場合は別紙6に示すとおりとすること(領域別パッケージ研修)。 ⑨ 共通科目の各科目及び区分別科目の履修の成果は、別紙7に示す評価方法により評価を行うものとする。 (2) 特定行為研修の基準に係る医道審議会における審議 厚生労働大臣は、5.(1)の特定行為研修の基準を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、医道審議会の意見を聴かなければならないこと。(改正後の法第37条の2第3項) (3) 特定行為研修の基本理念 特定行為研修全体に関連し、特定行為研修は、チーム医療のキーパーソンである看護師が、患者及び国民並びに医師及び歯科医師その他医療関係者から期待される役割を十分に担うため、医療安全に配慮し、在宅を含む医療現場において、高度な臨床実践能力を発揮できるよう、自己研鑽を継続する基盤を構築するものでなければならないものとする。 (4) 特定行為研修の到達目標 指定研修機関は特定行為研修の到達目標を設定すること。到達目標の設定にあたっては、別紙8を参考とすることが望ましいこと。 (5) 留意事項	
--	-----------	---	--

		①特定行為研修全体関係 特定行為研修の受講者としては、概ね3～5年以上の実務経験を有する看護師が想定されること。ただし、これは3～5年以上の実務経験を有しない看護師の特定行為研修の受講を認めないこととするものではないこと。なお、概ね3～5年以上の実務経験を有する看護師とは、所属する職場において日常的に行う看護実践を、根拠に基づく知識と実践的経験を応用し、自律的に行うことができるものであり、チーム医療のキーパーソンとして機能することができるものであること。 ②特定行為研修の内容関係 5. (1)②及び③に関連して、共通科目の各科目の時間数には、各科目の評価に関する時間を含めて差し支えないこと。区分別科目のうち講義又は演習の時間数には、当該科目の評価のうち筆記試験に関する時間も含めて差し支えないこと。また、共通科目の各科目及び区分別科目の講義又は演習に要する時間数は、受講者の準備状況を踏まえ、当該科目に必要な時間数を満たす範囲内で、指定研修機関において適切に設定すること。 5. (1)④に関連して、区分別科目の実習は、患者に対する実技を原則とし、当該指定研修機関が設定した特定行為研修の到達目標が達成されるよう、行為の難度に応じて5例又は10例程度の必要な症例数を指定研修機関において適切に設定すること。なお、患者に対する実技を行う実習の前には、ペーパーシミュレーション、ロールプレイ、模擬患者の活用、シミュレーターの利用等のシミュレーションによる学習を行うこと。ただし、これらは実習の症例数には含まないこと。 各指定研修機関において必要と考える専門的な内容について、各指定研修機関の判断により特定行為研修の内容に追加することは差し支えないこと。 ③特定行為研修の研修方法関係 5. (1)⑤に関連して、共通科目の各科目及び区分別科目の研修方法は別紙5のとおりとし、講義又は演習及び実習の具体的な方法は、受講者の準備状況を踏まえ、指定研修機関において適切に設定すること。また、指定研修機関は、協力施設と連携協力し、講義又は演習及び実習を行うことができること。さらに、指定研修機関は、受講者の準備状況を考慮し、研修開	
--	--	---	--

		始時に能力評価を実施し、各受講者の知識及び技能に応じ補習を行うことが望ましいこと。 ④特定行為研修の免除関係 5. (1)⑥に関連して、既に履修した科目について、共通科目の各科目又は区分別科目の全部又は一部の履修を免除するに当たっては、指定研修機関において、当該免除の対象となる既に履修した科目が、共通科目の各科目又は区分別科目に合致しているか確認するとともに、必要に応じて修得の程度を確認すること。(略) 5. (1)⑦に関連して、既に特定行為の実施に係る知識及び技能を有している看護師について、区分別科目の一部の履修を免除するに当たっては、指定研修機関において、別紙7の評価方法により、当該看護師が、特定行為研修に係る特定行為を手順書により行うための能力を有しているか確認すること。 5. (1)⑧に関連して、領域別パッケージ研修において、特定行為研修の一部を免除した研修を行うに当たっては、別紙6に示すとおりとすること。 ⑤特定行為研修の評価関係 5. (1)⑨に関連して、共通科目の各科目及び区分別科目の履修の成果は、受講者が当該科目に必要な時間数及び症例数以上受講していることを確認するとともに、別紙7の評価方法により評価を行うこと。なお、実技試験(Objective Structured Clinical Examination (OSCE))については、指定研修機関及び実習を行う協力施設以外の医師、歯科医師、薬剤師及び看護師その他の医療関係者を含む体制で行うこと。また、筆記試験及び構造化された評価表を用いた観察評価については、指定研修機関及び実習を行う協力施設以外の医師、歯科医師、薬剤師及び看護師その他の医療関係者を含む体制で行うことが望ましいこと。		
	(指定の申請) 第六条 法第三十七条の二第二項第五号の規定による指定研修機関の指定(以下「指定」という。)を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。 一 名称及び所在地	6. 指定研修機関 (1) 指定研修機関の指定の申請 指定研修機関は、1又は2以上の特定行為区分に係る特定行為研修を行う学校、病院その他の者であって、厚生労働大臣が指定するものをいい、指定研修機関の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した指定申請書(様式1)を厚生労働大臣に提出しなければならないこと。	(14) 留意事項 ① 指定研修機関の指定の申請関係 6. (1)に関連して、指定研修機関の指定を受けようとする者は、学校にあつては設置者、病院にあつては開設者、法人その他の者にあつてはその代表者が申請を行うこと。 また、指定申請書(様式1)には、次に掲げる書類を添付し、当該指定研修機関の指定を受けようとする者の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに提出する	様式 1 別添

	二 実施する特定行為研修に係る特定行為区分の名称 三 実施する特定行為研修の内容 四 特定行為研修の実施に関し必要な施設及び設備の概要 五 特定行為研修管理委員会（特定行為研修の実施を統括管理する機関をいう。以下同じ。）の構成員の氏名、所属する団体の名称及び当該団体における役職名 六 特定行為研修の責任者（特定行為研修の内容の企画立案及び特定行為研修の実施の管理を行う専任の者をいう。次条第一項第三号、第八条第二号及び第九条第六号において同じ。）の氏名 七 特定行為研修の指導者の氏名及び担当分野 八 特定行為研修を受ける看護師の定員 九 その他特定行為研修の実施に関し必要な事項 2 前項の申請書は、二以上の特定行為区分に係る特定行為研修を実施する場合には、同項第二号から第四号まで及び第六号から第八号までに掲げる事項は、特定行為区分ごとに記載しなければならない。	①名称及び所在地 ②実施する特定行為研修に係る特定行為区分の名称 ③実施する特定行為研修の基本理念及び内容 ④特定行為研修の実施に関し必要な施設及び設備の概要 ⑤特定行為研修管理委員会の構成員の氏名、所属する団体の名称及び当該団体における役職名 ⑥特定行為研修の責任者の氏名 ⑦特定行為研修の指導者の氏名及び担当分野 ⑧特定行為研修を受ける看護師の定員 ⑨その他特定行為研修の実施に関し必要な事項 なお、2以上の特定行為区分に係る特定行為研修を実施する場合には、上記②から④まで及び⑥から⑧までに掲げる事項は、特定行為区分ごとに記載しなければならないこと。（改正後の法第37条の2第2項第5号及び第37条の3第1項、特定行為研修省令第6条関係）	こと。 イ 特定行為研修の研修計画（以下単に「特定行為研修計画」という。様式自由。） ロ その他特定行為研修の実施に関し必要な事項 6.（1）⑨に関連して、指定研修機関の指定を受けようとする者は、「その他特定行為研修の実施に関し必要な事項」として、定款又は寄附行為及び登記事項証明書、あるいはこれに準ずる書類を提出すること。 6.（1）⑨に関連して、地方厚生局健康福祉部医事課の求めに応じて組織図、財務諸表（貸借対照表・損益計算書等）等を提出すること。 6.（12）に関連して、原則として、毎年2月及び8月に医道審議会を開催し、指定研修機関の指定について審議を行う予定であること。毎年2月に開催される医道審議会では、その年の前年6月1日から11月30日までに厚生労働省に提出された指定申請書について審議を行い、毎年8月に開催される医道審議会では、その年の前年12月1日からその年の5月31日までに厚生労働省に提出された指定申請書について審議を行うものであること。	
第三十七条の三 前条第二項第五号の規定による指定（以下この条及び次条において単に「指定」という。）は、特定行為研修を行おうとする者の申請により行う。 2 厚生労働大臣は、前項の申請が、特定行為研修の業務を適正かつ確実に実施するために必要なものとして厚生労働省令で定める基準に適合していると認めるときでなければ、	（指定の基準） 第七条 法第三十七条の三第二項の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。 一 特定行為研修の内容が適切であること。 二 特定行為研修の実施に関し必要な施設及び設備を利用することができること。 三 特定行為研修の責任者を適切に配置していること。 四 適切な指導体制を確保してい	6. 指定研修機関 （2）指定研修機関の指定の基準 指定研修機関の基準は、次のとおりであること。 ①特定行為研修の内容が適切であること。 ②特定行為研修の実施に関し必要な施設及び設備を利用することができること。 ③特定行為研修の責任者を適切に配置していること。 ④適切な指導体制を確保していること。 ⑤医療に関する安全管理のための体制を確保していること。 ⑥実習を行うに当たり患者に対する説明の手順を記載した文書を作成していること。	（14）留意事項 ② 指定研修機関の指定の基準関係 6.（2）①に関連して、指定研修機関は、5.（1）に定める特定行為研修の基準に則った特定行為研修計画を作成すること。特定行為研修計画には、次に掲げる事項が定められていること。なお、共通科目の「医療安全学」と「特定行為実践」については、両科目を一体的に計画することが望ましいこと。その場合、科目ごとに記載を求める事項について、当該計画に基づき一体的に記載して差し支えないこと。 イ 特定行為区分の名称 ロ 特定行為研修の基本理念及び目標	様式 1 別紙 1 別紙 1-1

指定をしてはならない。 3 厚生労働大臣は、指定研修機関が前項の厚生労働省令で定める基準に適合しなくなったと認めるとき、その他の厚生労働省令で定める場合に該当するときは、指定を取り消すことができる。 4 厚生労働大臣は、指定又は前項の規定による指定の取消しをしようとするときは、あらかじめ、医道審議会の意見を聴かなければならない。	ること。 五 医療に関する安全管理のための体制を確保していること。 六 実習を行うに当たり患者に対する説明の手順を記載した文書を作成していること。 七 特定行為研修管理委員会を設置していること。 2 厚生労働大臣は、前条第一項の申請があった場合において、申請者が、法第三十七条の三第三項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過していないときは、指定をしてはならない。	⑦特定行為研修管理委員会を設置していること。 また、厚生労働大臣は、指定研修機関の指定の申請があった場合において、6. (1)の申請者が、法第37条の3第3項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過していないときは、指定をしてはならないこと。(改正後の法第37条の3第2項、特定行為研修省令第7条関係)	ハ 特定行為研修の内容 特定行為研修の内容は、共通科目の各科目及び区分別科目ごとに研修の内容を記載すること。研修の内容には評価方法も含まれること。 なお、指定研修機関において、共通科目の各科目及び区分別科目について、統合又は分割することや、独自の科目名を設定することは差し支えないこと。その場合は、当該科目ごとに研修の内容を記載するとともに、当該科目に相応する共通科目の各科目及び区分別科目の科目名について特定行為研修計画に記載すること。 ニ 特定行為研修の時間数 共通科目の各科目の時間数は、科目ごとに時間数を記載すること。また、科目ごとの講義、演習及び実習のそれぞれの時間数及び評価の時間数について記載すること。 区分別科目のうち講義又は演習の時間数は、当該科目ごとに時間数を記載するとともに、当該特定行為区分に含まれる特定行為に共通して学ぶべき事項に係る時間数及び当該特定行為ごとに学ぶべき事項に係る時間数を記載すること。また、当該科目ごとの講義又は演習のそれぞれの時間数及び評価の時間数について記載すること。 なお、指定研修機関において、共通科目の各科目及び区分別科目について統合又は分割する場合は、当該科目ごとに、講義、演習及び実習のそれぞれの時間数及び評価の時間数を記載すること。 ホ 特定行為研修(区分別科目)の実習 区分別科目の実習については、科目ごとに必要とする症例数を記載すること。 ヘ 特定行為研修の指導者の氏名及び担当分野 指導者の担当分野は、共通科目の各科目又は区分別科目のうち担当するものを記載すること。 ト 通信による方法で行う特定行為研修 講義又は演習を通信による方法で行う場合は、通信による方法で行う科目ごとに、研修方法、添削指導の有無、指導補助者の有無を記載すること。また、指導補助者を配置する場合にあっては、その氏名、担当分野を記載すること。 チ 特定行為研修の協力施設	別紙,1-2 別紙 1-3 別紙 1-3 別紙 5 別紙 1-4 別紙 2-2
--	---	--	--	--

			講義又は演習及び実習を協力施設と連携協力して行う場合は、協力施設の名称、協力施設が行う研修の内容及び期間、当該協力施設における特定行為研修の実施責任者並びに指導者の氏名及び担当分野を記載すること。 リ 特定行為研修の進捗表 進捗表は、効果的な研修となるよう、学習の順序を考慮されたものであること。 6. (2)②に関連して、実習を行う協力施設は、病院、診療所、介護老人保健施設及び訪問看護ステーション等とし、受講者の所属施設等で実習を行うことも可能であること。また、特定行為研修の実施に関し必要な設備として、講義又は演習を通信による方法で行う場合は、通信による教育に必要な環境が整備されていること。さらに、指定研修機関は、医学教育用シミュレーター、医学教育用視聴覚教材等の教材を利用できる体制を整えていることが望ましいこと。 6. (2)③に関連して、特定行為研修の責任者は、専任とし、職種は問わないこと。また、特定行為研修の責任者は、次に掲げる事項を行うこと。 イ 指導者等と連携の上、特定行為研修計画の原案を取りまとめること。 ロ 定期的に(必要に応じて随時)、受講者ごとに特定行為研修の目標の達成状況を把握、評価し、円滑かつ効果的な研修が行うことができるように、特定行為研修計画の調整を行うこと。 ハ 特定行為研修管理委員会に対して、特定行為研修の実施状況、受講者ごとの履修状況等を報告すること。 6. (2)④に関連して、「適切な指導体制を確保していること」とは、次のとおりであること。 イ 指導者は、原則として、指導時間を十分に確保していること。また、指導者は、共通科目の各科目及び区分別科目ごとに適切な職種、人数が確保されていること。 ロ 指導者は、特定行為研修を受けている看護師に対する指導を行うために必要な経験及び能力を有しているものでなければならないこと。具体的には以下のとおりとすること。 ・ 共通科目の各科目の指導者の中には、その研	別紙 2-2 別紙 2-2 別紙 5
--	--	--	---	---

			修の内容の特性に鑑み、少なくとも医師を含むこととし、そのほか、医師、歯科医師、薬剤師又は看護師であること。 ・ 区分別科目の指導者には、その研修の内容の特徴に鑑み、少なくとも医師を含むこととし、その他の指導者も、医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療関係者であること。 ・ 区分別科目の医師又は歯科医師の指導者は、臨床研修指導医又は臨床研修指導歯科医と同等以上の経験を有すること。 ・ 看護師の指導者は、特定行為研修を修了した者又はこれに準ずる者であること。 ・ 指導者は、特定行為研修に必要な指導方法等に関する講習会を受講していることが望ましいこと。 ハ 指導者は、適宜、受講者ごとの研修の進捗状況を把握、評価しなければならないこと。また、指導者は、担当する科目において、受講者に対する指導及び当該科目の評価を行い、受講者の履修状況を特定行為研修の責任者に報告すること。なお、受講者による指導者の評価についても、指導者の資質の向上に資すると考えられることから、実施することが望ましいこと。 二 講義、演習又は実習を複数の施設で連携協力して特定行為研修を行う場合にあっては、講義、演習又は実習を指定研修機関と連携協力して行う施設において、特定行為研修の実施責任者を配置するとともに、円滑かつ効果的な指導が行われるよう、指定研修機関と当該施設との間で、指導方針の共有や関係者による定期的な会議の開催等の緊密な連携体制を確保すること。なお、訪問看護ステーションで実習を行う場合は、診療所の医師が指導者となる等の指導体制が確保すること。 ホ 講義又は演習を通信による方法で行う場合は、大学通信教育設置基準第3条第1項及び第2項に定める次の方法に応じ、それぞれ次の点に留意して適切な指導体制を確保すること。 ・ 印刷教材等による授業及び放送授業の方法により講義又は演習を実施する場合にあっては、添削等による指導を併せ行うものであること。	別紙 2-2 別紙 1-4
--	--	--	---	-----------------------------

			・ メディアを利用する場合は、次のいずれかであること。 (イ) 同時かつ双方向に行われるものであって、かつ、授業を行う教室等以外の教室、研究室又はこれらに準ずる場所(以下「教室等以外の場所」という。)において履修させるもの。 (ロ) 毎回の授業の実施に当たって、指導補助者が教室等以外の場所において受講者に対面することにより、又は当該授業を行う指導者若しくは指導補助者が、当該授業の終了後、速やかにインターネットその他の適切な方法を利用することにより、設問解答、添削指導、質疑応答等による十分な指導を併せ行うものであって、かつ、当該授業に関する学生等の意見の交換の機会が確保されているもの。 6. (2)⑤に関連して、「医療に関する安全管理のための体制を確保していること」とは、次に掲げる事項を満たすものであること。 イ 実習に係る医療に関する安全管理のための組織(実習を行う施設の管理者及び関係各部門の責任者等による構成とし、医師である指導者を含むこと。)を設置していること。 ロ 実習に係る緊急時の対応に係る手順を記載した文書を作成していること。 ハ 実習に係る患者からの苦情や相談を踏まえ、実習の方法や当該施設における医療安全の管理のための体制の見直しを行うために、実習に係る患者からの相談等に応じる体制を確保すること。 なお、訪問看護ステーション等の施設において実習を行う際に、訪問看護ステーション等が、医療安全の管理のための体制整備を独自に行うことが困難である場合には、地域の他の病院等と連携して体制を確保すること。	別紙 2-2
	(特定行為研修管理委員会) 第八条 指定研修機関の特定行為研修管理委員会は、次に掲げる者を構成員に含まなければならない。 一 特定行為研修に関する事務を処理する責任者又はこれに準ずる者 二 当該特定行為研修管理委員会	6. 指定研修機関 (3) 特定行為研修管理委員会の構成員 指定研修機関の特定行為研修管理委員会は、次に掲げる者を構成員に含まなければならないこと。(改正後の法第37条の4、特定行為研修省令第8条関係) ① 特定行為研修に関する事務を処理する責任者又はこれに準ずる者 ② 当該特定行為研修管理委員会が管理する全ての	(14) 留意事項 ③ 特定行為研修管理委員会関係 6. (3)に関連して、特定行為研修管理委員会は、特定行為区分ごとの特定行為研修計画の作成、2以上の特定行為区分について特定行為研修を行う場合の特定行為研修計画の相互間の調整、受講者の履修状況の管理及び修了の際の評価等、特定行為研修の実施の統括管理を行うこと。	様式 1 別紙 4

	(指定の取消しができる場合) 第十三条 法第三十七条の三第三項の厚生労働省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。 一 第七条第一項に規定する基準に適合しなくなった場合 二 二年以上特定行為研修を受けた看護師がいない場合 三 第八条から第十一条までの規定に違反した場合 四 前条の指示に従わない場合 五 次条の規定による申請があった場合	6. 指定研修機関 (8) 指定研修機関の指定の取消し 厚生労働大臣は、指定研修機関が以下の場合に該当するときは、指定を取り消すことができること。(改正後の法第37条の3第3項、特定行為研修省令第13条関係) ① 6.(2)の指定研修機関の指定の基準に適合しなくなった場合 ② 2年以上特定行為研修を受けた看護師がない場合 ③ 6.(3)から6.(6)までに違反した場合 ④ 6.(7)の指示に従わない場合 ⑤ 6.(9)による申請があった場合		
	(指定の取消しの申請) 第十四条 指定研修機関は、指定の取消を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。 一 指定の取消しを受けようとする理由 二 指定の取消しを受けようとする期日 三 現に特定行為研修を受けている看護師があるときは、その看護師に対する措置 四 特定行為研修を受ける予定の看護師があるときは、その看護師に対する措置	6. 指定研修機関 (9) 指定研修機関の指定の取消しの申請 指定研修機関は、指定の取消しを受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した指定取消申請書(様式5)を厚生労働大臣に提出しなければならないこと。(改正後の法第37条の4、特定行為研修省令第14条関係) ① 指定の取消しを受けようとする理由 ② 指定の取消しを受けようとする期日 ③ 現に特定行為研修を受けている看護師があるときは、その看護師に対する措置 ④ 特定行為研修を受ける予定の看護師があるときは、その看護師に対する措置	(14) 留意事項 ⑧ 指定研修機関の指定の取消しの申請関係 6.(9)に関連して、指定研修機関は、指定の取消しを受けようとするときは、指定取消申請書(様式5)を、当該指定研修機関の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに提出すること。	様式 5
	(特定行為研修の修了) 第十五条 特定行為研修管理委員会は、特定行為研修の修了に際し、特定行為研修に関する当該看護師の評価を行い、指定研修機関に対し、当該看護師の評価を報告しなければならない。 2 指定研修機関は、前項の評価に基づき、特定行為研修を受けている看護師が特定行為研修を修了し	6. 指定研修機関 (10) 特定行為研修の修了 特定行為研修管理委員会は、特定行為研修の修了に際し、特定行為研修に関する当該看護師の評価を行い、指定研修機関に対し、当該看護師の評価を報告しなければならないこと。また、指定研修機関は、当該評価に基づき、特定行為研修を受けている看護師が特定行為研修を修了したと認めるときは、速やかに、当該看護師に対して、当該看護師に関する次に掲げる事項を記載した特定行為研修修了証(様式6)を	(14) 留意事項 ⑨ 特定行為研修の修了関係 6.(10)に関連して、指定研修機関は、共通科目の各科目及び区分別科目ごとに別紙7の評価方法により、受講者が到達目標について達成したか否かの評価を行い、全ての科目について到達目標を達成しなければ、修了と認めてはならないこと。 指定研修機関は、特定行為研修修了証(様式6)の交付後1月以内に、特定行為研修を修了した看護師に関する報告書(様式7)を、当該指定研修機関の所在地を管轄す	

	たと認めるときは、速やかに、当該看護師に対して、当該看護師に関する次に掲げる事項を記載した特定行為研修修了証を交付しなければならない。 一 氏名、看護師籍の登録番号及び生年月日 二 修了した特定行為研修に係る特定行為区分の名称 三 特定行為研修を修了した年月日 四 特定行為研修を実施した指定研修機関の名称 3 指定研修機関は、前項の規定により特定行為研修修了証を交付したときは、当該交付の費から起算して一月以内に、特定行為研修を修了した看護師に関する前項各号に掲げる事項を記載した報告書を厚生労働大臣に提出しなければならない。	交付しなければならないこと。（改正後の法第37条の4、特定行為研修省令第15条関係） ①氏名、看護師籍の登録番号及び生年月日 ②修了した特定行為研修に係る特定行為区分の名称（領域別パッケージ研修の場合は、実施した研修に対応する特定行為の名称及び別紙6に示す領域名も併記すること。） ③特定行為研修を修了した年月日 ④特定行為研修を実施した指定研修機関の名称 指定研修機関は、特定行為研修修了証を交付したときは、当該交付の日から起算して一月以内に、特定行為研修を修了した看護師に関する上記①から④に掲げる事項を記載した報告書（様式7）を厚生労働大臣に提出しなければならないこと。（改正後の法第37条の4、特定行為研修省令第15条関係） なお、過去に特定行為研修の修了証の交付を受けた修了者が、再び特定行為研修を修了し、当該看護師に修了証を交付した際に、看護師籍の登録番号が変更となっていた場合は、旧看護師籍の登録番号も併記し、過去に修了者として報告されていた者とわかるようにすること。	る地方厚生局健康福祉部医事課に提出すること。なお、指定研修機関が、6.(10)①から④に掲げる事項のほか、特定行為研修に関して必要な事項を特定行為研修修了証に追加し記載することは差し支えないこと。		
	（記録の保存） 第十六条 指定研修機関は、帳簿を備え、特定行為研修を受けた看護師に関する次の事項を記載し、指定の取消しを受けるまでこれを保存しなければならない。 一 氏名、看護師籍の登録番号及び生年月日 二 修了した特定行為研修に係る特定行為区分の名称 三 特定行為研修を開始し、及び修了した年月日 四 修了した共通科目及び区分別科目の内容 五 共通科目及び区分別科目に係る評価 2 前項に規定する保存は、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法そ	6. 指定研修機関 （11）特定行為研修の記録の保存 指定研修機関は、帳簿を備え、特定行為研修を受けた看護師に関する次に掲げる事項を記載し、指定の取消しを受けるまでこれを保存しなければならないこと。また、当該保存は、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によっては認識することができない方法をいう。）による記録に係る記録媒体により行うことができること。（改正後の法第37条の4、特定行為研修省令第16条関係） ①氏名、看護師籍の登録番号及び生年月日 ②修了した特定行為研修に係る特定行為区分の名称（領域別パッケージ研修の場合は、実施した研修に対応する特定行為の名称及び別紙6に示す領域名も併記すること。） ③特定行為研修を開始し、及び修了した年月日 ④修了した共通科目及び区分別科目の内容 ⑤共通科目及び区分別科目に係る評価			

	他の人の知覚によっては認識することができない方法をいう。)による記録に係る記録媒体により行うことができる。	なお、指定の取消しを受けた場合においても、指定研修機関の機能を他の指定研修機関に引き継いだ場合は、引き継いだ指定研修機関が、①～⑤について保存すること。		
第三十七条の三 前条第二項第五号の規定による指定(以下この条及び次条において単に「指定」という。)は、特定行為研修を行おうとする者の申請により行う。 4 厚生労働大臣は、指定又は前項の規定による指定の取消しをしようとするときは、あらかじめ、医道審議会の意見を聴かなければならない。		6. 指定研修機関 (12) 指定研修機関の指定又は取消しに係る医道審議会における審議 厚生労働大臣は、6.(1)の指定研修機関の指定又は6.(8)の指定の取消しをしようとするときは、あらかじめ、医道審議会の意見を聴かなければならないこと。(改正後の法第37条の3第4項)		
第四十二条の四 厚生労働大臣は、特定行為研修の業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定研修機関に対し、その業務の状況に関し報告させ、又は当該職員に、指定研修機関に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人にこれを提示しなければならない。 3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。		6. 指定研修機関 (13) 指定研修機関に対する厚生労働大臣の指示 厚生労働大臣は、特定行為研修の業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定研修機関に対し、その業務の状況に関し報告させ、又は当該職員に、指定研修機関に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができること。また、これにより立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人にこれを提示しなければならないこと。当該立入検査を行うことができる権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならないこと。(改正後の法第42条の4)		

共通科目の内容

科目	学ぶべき事項	時間
臨床病態生理学	臨床解剖学、臨床病理学、臨床生理学を学ぶ 1. 臨床解剖学 2. 臨床病理学 3. 臨床生理学	30
臨床推論	臨床診断学、臨床検査学、症候学、臨床疫学を学ぶ 1. 診療のプロセス 2. 臨床推論（症候学を含む）の理論と演習 3. 医療面接の理論と演習・実習 4. 各種臨床検査の理論と演習 心電図/血液検査/尿検査/病理検査/微生物学検査/生理機能検査/その他の検査 5. 画像検査の理論と演習 放射線の影響/単純エックス線検査/超音波検査/CT・MRI/その他の画像検査 6. 臨床疫学の理論と演習	45
フィジカルアセスメント	身体診察・診断学（演習含む）を学ぶ 1. 身体診察基本手技の理論と演習・実習 2. 部位別身体診察手技と所見の理論と演習・実習 全身状態とバイタルサイン/頭頸部/胸部/腹部/四肢・脊柱/泌尿・生殖器/乳房・リンパ節/神経系 3. 身体診察の年齢による変化 小児/高齢者 4. 状況に応じた身体診察 救急医療/在宅医療	45
臨床薬理学	薬剤学、薬理学を学ぶ 1. 薬物動態の理論と演習 2. 主要薬物の薬理作用・副作用の理論と演習 3. 主要薬物の相互作用の理論と演習 4. 主要薬物の安全管理と処方の理論と演習 ※年齢による特性（小児/高齢者）を含む	45

疾病・臨床病態 概論	主要疾患の臨床診断・治療を学ぶ 主要疾患の病態と臨床診断・治療の概論 循環器系/呼吸器系/消化器系/腎泌尿器系/内分泌・代謝系/免疫・膠原病系/血液・リンパ系/神経系/小児科/産婦人科/精神系/運動器系/感覚器系/感染症/その他	30
	状況に応じた臨床診断・治療を学ぶ 1. 救急医療の臨床診断・治療の特性と演習 2. 在宅医療の臨床診断・治療の特性と演習	10
医療安全学	特定行為の実践におけるアセスメント、仮説検証、意思決定、検査・診断過程（理論、演習・実習）を学ぶ中で以下の内容を統合して学ぶ 1. 特定行為実践に関連する医療倫理、医療管理、医療安全、ケアの質保証（Quality Care Assurance）を学ぶ ①医療倫理 ②医療管理 ③医療安全 ④ケアの質保証 2. 特定行為研修を修了した看護師のチーム医療における役割発揮のための多職種協働実践（Inter Professional Work（IPW））（他職種との事例検討等の演習を含む）を学ぶ	45
特定行為実践	①チーム医療の理論と演習 ②チーム医療の事例検討 ③コンサルテーションの方法 ④多職種協働の課題 3. 特定行為実践のための関連法規、意思決定支援を学ぶ ①特定行為関連法規 ②特定行為実践に関連する患者への説明と意思決定支援の理論と演習 4. 根拠に基づいて手順書を医師、歯科医師等とともに作成し、実践後、手順書を評価し、見直すプロセスについて学ぶ ①手順書の位置づけ ②手順書の作成演習 ③手順書の評価と改良	
計		250

区分別科目の内容

区分別 科目名	時間 (計)	特定行為 名	特定行為区分に含まれる特定行為 に共通して学ぶべき事項		特定行為ごとに学ぶべき事項	
			内容	時間	内容	時間
呼吸器 (気道確保に係るもの) 関連	9	経口用気管チューブ又は経鼻用気管チューブの位置の調整	1. 気道確保に関する局所解剖 2. 経口用気管チューブ又は経鼻用気管チューブの位置の調整に関する病態生理 3. 経口用気管チューブ又は経鼻用気管チューブの位置の調整に関するフィジカルアセスメント 4. 経口又は経鼻気管挿管の目的 5. 経口又は経鼻気管挿管の適応と禁忌 6. 経口用気管チューブ又は経鼻用気管チューブの種類と適応 7. 経口用気管チューブ又は経鼻用気管チューブによる呼吸管理 8. バックバルブマスク(BVM)を用いた用手換気	4	1. 経口用気管チューブ又は経鼻用気管チューブの位置の調整の目的 2. 経口用気管チューブ又は経鼻用気管チューブの位置の調整の適応と禁忌 3. 経口用気管チューブ又は経鼻用気管チューブの位置の調整に伴うリスク(有害事象とその対策等) 4. 経口用気管チューブ又は経鼻用気管チューブの位置の調整の手技	5
呼吸器 (人工呼吸療法に係るもの) 関連	29	侵襲的陽圧換気の設定の変更	1. 人工呼吸療法の目的 2. 人工呼吸療法の適応と禁忌 3. 人工呼吸療法に関する局所解剖 4. 人工呼吸療法を要する主要疾患の病態生理 5. 人工呼吸療法を要する主要疾患のフィジカルア	5	1. 侵襲的陽圧換気の設定の目的 2. 侵襲的陽圧換気の設定条件の変更の適応と禁忌 3. 侵襲的陽圧換気の設定条件の変更に伴うリスク(有害事象とその対策等)	6

			セスメント 6. 人工呼吸器管理の適応と禁忌 7. 人工呼吸器のメカニズム ・種類・構造		4. 侵襲的陽圧換気の選択と適応 5. 侵襲的陽圧換気の設定条件の変更方法	
		非侵襲的陽圧換気の設定の変更			1. 非侵襲的陽圧換気の目的 2. 非侵襲的陽圧換気の適応と禁忌 3. 非侵襲的陽圧換気の設定条件の変更に伴うリスク(有害事象とその対策等) 4. 非侵襲的陽圧換気の設定条件の選択 5. 非侵襲的陽圧換気の設定条件の変更方法	6
		人工呼吸管理がなされている者に対する鎮静薬の投与量の調整			1. 人工呼吸管理がなされている者に対する鎮静の目的 2. 人工呼吸管理がなされている者に対する鎮静の適応と禁忌 3. 人工呼吸管理がなされている者に対する鎮静に伴うリスク(有害事象とその対策等) 4. 人工呼吸管理がなされている者に対する鎮静薬の選択と投与量 5. 人工呼吸管理がなされている者に対する鎮静の方法	6
		人工呼吸器からの離脱			1. 人工呼吸器からの離脱の目的 2. 人工呼吸器からの離脱の適応と禁忌 3. 人工呼吸器からの離脱に伴うリスク(有害事象と	6

					その対策等) 4. 人工呼吸器からの離脱の方法	
呼吸器 (長期呼吸療法に係るもの) 関連	8	気管カニューレの交換	1. 気管切開に関する局所解剖 2. 気管切開を要する主要疾患の病態生理 3. 気管切開を要する主要疾患のフィジカルアセスメント 4. 気管切開の目的 5. 気管切開の適応と禁忌 6. 気管切開に伴うリスク(有害事象とその対策等)	4	1. 気管カニューレの適応と禁忌 2. 気管カニューレの構造と選択 3. 気管カニューレの交換の手技 4. 気管カニューレの交換の困難例の種類とその対応	4
循環器 関連	20	一時的ペースメーカの操作及び管理	1. 一時的ペースメーカ、経皮的心肺補助装置、大動脈内バルーンパンピングに関する局所解剖 2. 一時的ペースメーカ、経皮的心肺補助装置、大動脈内バルーンパンピングを要する主要疾患の病態生理 3. 一時的ペースメーカ、経皮的心肺補助装置、大動脈内バルーンパンピングを要する主要疾患のフィジカルアセスメント	4	1. 一時的ペースメーカの目的 2. 一時的ペースメーカの適応と禁忌 3. 一時的ペースメーカに伴うリスク(有害事象とその対策等) 4. ペーシング器機の種類とメカニズム 5. ペースメーカのモードの選択と適応 6. 一時的ペースメーカの操作及び管理方法 7. 患者・家族への指導及び教育	4
		一時的ペースメーカリードの抜去			1. 一時的ペースメーカリードの抜去の目的 2. 一時的ペースメーカリードの抜去の適応と禁忌 3. 一時的ペースメーカリードの抜去に伴うリスク(有害事象とその対策等) 4. 一時的ペースメーカリードの抜去の方法	4

		経皮的心肺補助装置の操作及び管理			1. 経皮的心肺補助装置の目的 2. 経皮的心肺補助装置の適応と禁忌 3. 経皮的心肺補助装置とそのリスク(有害事象とその対策等) 4. 経皮的心肺補助装置のメカニズム 5. 経皮的心肺補助装置の操作及び管理の方法	4
		大動脈内バルーンパンピングからの離脱を行うときの補助の頻度の調整			1. 大動脈内バルーンパンピングの目的 2. 大動脈内バルーンパンピングの適応と禁忌 3. 大動脈内バルーンパンピングに伴うリスク(有害事象とその対策等) 4. 大動脈内バルーンパンピングの操作及び管理の方法 5. 大動脈内バルーンパンピングからの離脱のための補助の頻度の調整の適応と禁忌 6. 大動脈内バルーンパンピングからの離脱のための補助の頻度の調整に伴うリスク(有害事象とその対策等) 7. 大動脈内バルーンパンピングからの離脱の操作及び管理の方法	4
心 ^{のう} 嚢ドレーン管理関連	8	心 ^{のう} 嚢ドレーンの抜去	1. 心 ^{のう} 嚢ドレナージに関する局所解剖 2. 心 ^{のう} 嚢ドレナージを要する主要疾患の病態生理 3. 心 ^{のう} 嚢ドレナージを要する	4	1. 心 ^{のう} 嚢ドレーンの抜去の適応と禁忌 2. 心 ^{のう} 嚢ドレーンの抜去に伴うリスク(有害事象とその対策等)	4

			主要疾患のフィジカルアセスメント 4. 心 ^{のう} 嚢ドレナージの目的 5. 心 ^{のう} 嚢ドレナージの適応と禁忌 6. 心 ^{のう} 嚢ドレナージに伴うリスク(有害事象とその対策等)		3. 心 ^{のう} 嚢ドレナの抜去の方法と手技	
胸腔ドレ ン管理関 連	13	低圧胸腔内持続吸引器の吸引圧の設定及びその変更	1. 胸腔ドレナージに関する局所解剖 2. 胸腔ドレナージを要する主要疾患の病態生理 3. 胸腔ドレナージを要する主要疾患のフィジカルアセスメント 4. 胸腔ドレナージの目的 5. 胸腔ドレナージの適応と禁忌 6. 胸腔ドレナージに伴うリスク(有害事象とその対策等)	5	1. 低圧胸腔内持続吸引の適応と禁忌 2. 低圧胸腔内持続吸引に伴うリスク(有害事象とその対策等) 3. 低圧胸腔内持続吸引器のメカニズムと構造 4. 低圧胸腔内持続吸引器の吸引圧の設定及びその変更方法	4
		胸腔ドレ ンの抜 去	6. 胸腔ドレナージに伴うリスク(有害事象とその対策等)		1. 胸腔ドレナの抜去の適応と禁忌 2. 胸腔ドレナの抜去に伴うリスク(有害事象とその対策等) 3. 胸腔ドレナの抜去の方法と手技	4
腹腔ド レ ン管理関 連	8	腹 腔ド レ ンの抜 去(腹 腔 内に留置 された穿 刺針 ^{せんしん} の抜 針 を 含 む。)	1. 腹腔ドレナージに関する局所解剖 2. 腹腔ドレナージを要する主要疾患の病態生理 3. 腹腔ドレナージを要する主要疾患のフィジカルアセスメント 4. 腹腔ドレナージの目的 5. 腹腔ドレナージの適応と禁忌 6. 腹腔ドレナージに伴うリスク(有害事象とその対策等)	4	1. 腹腔ドレナの抜去の適応と禁忌 2. 腹腔ドレナの抜去に伴うリスク(有害事象とその対策等) 3. 腹腔ドレナの抜去の方法と手技	4

ろう孔 管理関 連	22	胃ろうカテ ーテル若 しくは腸ろ うカテーテ ル又は胃 ろうボタン の交換	1. 胃ろう、腸ろう及び膀胱ろうに関する局所解剖 2. 胃ろう、腸ろう及び膀胱ろうを要する主要疾患の病態生理 3. 胃ろう、腸ろう及び膀胱ろうを要する主要疾患のフィジカルアセスメント 4. カテーテル留置と患者のQOL 5. カテーテルの感染管理 6. カテーテル留置に必要なスキンケア	10	1. 胃ろう及び腸ろうの目的 2. 胃ろう及び腸ろうの適応と禁忌 3. 胃ろう及び腸ろうに伴うリスク(有害事象とその対策等) 4. 栄養に関する評価 5. 胃ろう造設の意思決定ガイドライン 6. 胃ろう及び腸ろう造設術の種類 7. 胃ろう、腸ろうカテーテル及び胃ろうボタンの種類と特徴 8. 胃ろう、腸ろうカテーテル及び胃ろうボタンの交換の時期 9. 胃ろう、腸ろうカテーテル及び胃ろうボタンの交換の方法	6
		膀胱ろうカ テーテル の交換			1. 膀胱ろうの目的 2. 膀胱ろうの適応と禁忌 3. 膀胱ろうに伴うリスク(有害事象とその対策等) 4. 膀胱ろう造設術 5. 膀胱ろうカテーテルの種類と特徴 6. 膀胱ろうカテーテルの交換の時期 7. 膀胱ろうカテーテルの交換の方法	6
栄養に 係るカ テーテ ル管理 (中心 静脈カ テーテ	7	中心静脈 カテーテ ルの抜去	1. 中心静脈カテーテルに関する局所解剖 2. 中心静脈カテーテルを要する主要疾患の病態生理 3. 中心静脈カテーテルを要する主要疾患のフィジ	3	1. 中心静脈カテーテルの抜去の適応と禁忌 2. 中心静脈カテーテルの抜去に伴うリスク(有害事象とその対策等) 3. 中心静脈カテーテルの抜去の方法と手技	4

ル 管 理) 関 連			カルアセスメント 4. 中心静脈カテーテルの 目的 5. 中心静脈カテーテルの 適応と禁忌 6. 中心静脈カテーテルに 伴うリスク(有害事象とそ の対策等)			
栄養に 係るカ テーテ ル管理 (末梢 留置型 中心静 脈注射 用カテ ーテル 管理) 関連	8	末梢留置 型中心静 脈注射用 カテーテ ルの挿入	1. 末梢留置型中心静脈注 射用カテーテルに関する 局所解剖 2. 末梢留置型中心静脈注 射用カテーテルを要する 主要疾患の病態生理 3. 末梢留置型中心静脈注 射用カテーテルを要する 主要疾患のフィジカルア セスメント 4. 末梢留置型中心静脈注 射用カテーテルの目的 5. 末梢留置型中心静脈注 射用カテーテルの適応と 禁忌 6. 末梢留置型中心静脈注 射用カテーテルに伴うリス ク(有害事象とその対策 等)	3	1. 末梢留置型中心静脈注 射用カテーテルの挿入の 適応と禁忌 2. 末梢留置型中心静脈注 射用カテーテルの挿入に 伴うリスク(有害事象とそ の対策等) 3. 末梢留置型中心静脈注 射用カテーテルの挿入の 方法と手技	5
創傷管 理関連	34	じょくそう 褥瘡 又は 慢性創傷 の治療に おける血 流のない 壊死組織 の除去	1. 皮膚、皮下組織(骨を含 む)に関する局所解剖 2. 主要な基礎疾患の管理 3. 全身・局所のフィジカル アセスメント 4. 慢性創傷の種類と病態 5. じょくそう 褥瘡の分類、アセスメント ・評価 6. 治癒のアセスメントとモニ タリング(創傷治癒過程、 TIME 理論等)	12	1. じょくそう 褥瘡及び慢性創傷の治 療における血流のない壊 死組織の除去の目的 2. じょくそう 褥瘡及び慢性創傷の治 療における血流のない壊 死組織の除去の適応と禁 忌 3. じょくそう 褥瘡及び慢性創傷の治 療における血流のない壊 死組織の除去に伴うリスク (有害事象とその対策等)	14

			7. リスクアセスメント 8. 褥瘡 ^{じょくそう} 及び創傷治癒と栄養管理 9. 褥瘡 ^{じょくそう} 及び創傷治癒と体圧分散 10. 褥瘡 ^{じょくそう} 及び創傷治癒と排泄管理 11. DESIGN-R に基づいた治療指針 12. 褥瘡 ^{じょくそう} 及び創傷の診療のアルゴリズム 13. 感染のアセスメント 14. 褥瘡 ^{じょくそう} の治癒のステージ別局所療法		4. DESIGN-R に準拠した壊死組織の除去の判断 5. 全身状態の評価と除去の適性判断(タンパク量、感染リスク等) 6. 壊死組織と健常組織の境界判断 7. 褥瘡 ^{じょくそう} 及び慢性創傷の治療における血流のない壊死組織の除去の方法 8. 褥瘡 ^{じょくそう} 及び慢性創傷の治療における血流のない壊死組織の除去に伴う出血の止血方法	8
		創傷に対する陰圧閉鎖療法	15. 下肢創傷のアセスメント 16. 下肢創傷の病態別治療 17. 創部哆開創のアセスメントと治療		1. 創傷に対する陰圧閉鎖療法の種類と目的 2. 創傷に対する陰圧閉鎖療法の適応と禁忌 3. 創傷に対する陰圧閉鎖療法に伴うリスク(有害事象とその対策等) 4. 物理的療法の原理 5. 創傷に対する陰圧閉鎖療法の方法 6. 創傷に対する陰圧閉鎖療法に伴う出血の止血方法	
創部ドレナージ管理関連	5	創部ドレナージの抜去	1. 創部ドレナージに関する局所解剖 2. 創部ドレナージを要する主要疾患の病態生理 3. 創部ドレナージを要する主要疾患のフィジカルアセスメント 4. 創部ドレナージの目的 5. 創部ドレナージの適応と禁忌 6. 創部ドレナージに伴うリス	2	1. 創部ドレナージの抜去の適応と禁忌 2. 創部ドレナージの抜去に伴うリスク(有害事象とその対策等) 3. 創部ドレナージの抜去の方法と手技	3

			ク(有害事象とその対策等)			
動脈血液ガス分析関連	13	直接動脈穿刺法による採血	1. 動脈 ^{せん} 穿刺法に関する局所解剖 2. 動脈 ^{せん} 穿刺法に関するフィジカルアセスメント 3. 超音波検査による動脈と静脈の見分け方 4. 動脈血採取が必要となる検査 5. 動脈血液ガス分析が必要となる主要疾患とその病態	5	1. 直接動脈 ^{せん} 穿刺法による採血の目的 2. 直接動脈 ^{せん} 穿刺法による採血の適応と禁忌 3. 穿刺部位と ^{せん} 穿刺に伴うリスク(有害事象とその対策等) 4. 患者に適した ^{せん} 穿刺部位の選択 5. 直接動脈 ^{せん} 穿刺法による採血の手技	4
		とう 橈骨動脈ラインの確保			1. 動脈ラインの確保の目的 2. 動脈ラインの確保の適応と禁忌 3. 穿刺部位と ^{せん} 穿刺及び留置に伴うリスク(有害事象とその対策等) 4. 患者に適した ^{せん} 穿刺及び留置部位の選択 5. とう 橈骨動脈ラインの確保の手技	4
透析管理関連	11	急性血液浄化療法における血液透析器又は血液透析濾過器の操作及び管理	1. 血液透析器及び血液透析濾過器のメカニズムと種類、構造 2. 血液透析及び血液透析濾過の方法の選択と適応 3. 血液透析器及び血液透析濾過器の操作及び管理の方法	4	1. 急性血液浄化療法に関する局所解剖 2. 急性血液浄化療法を要する主要疾患の病態生理 3. 急性血液浄化療法を要する主要疾患のフィジカルアセスメント 4. 急性血液浄化療法における透析の目的 5. 急性血液浄化療法に係る透析の適応と禁忌 6. 急性血液浄化療法に伴うリスク(有害事象とその対策等)	7

栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連	16	持続点滴中の高カロリー輸液の投与量の調整	1. 循環動態に関する局所解剖 2. 循環動態に関する主要症候 3. 脱水や低栄養状態に関する主要症候 4. 輸液療法の目的と種類 5. 病態に応じた輸液療法の適応と禁忌 6. 輸液時に必要な検査 7. 輸液療法の計画	6	1. 低栄養状態に関する局所解剖 2. 低栄養状態の原因と病態生理 3. 低栄養状態に関するフィジカルアセスメント 4. 低栄養状態に関する検査 5. 高カロリー輸液の種類と臨床薬理 6. 高カロリー輸液の適応と使用方法 7. 高カロリー輸液の副作用と評価 8. 高カロリー輸液の判断基準(ペーパーシミュレーションを含む) 9. 低栄養状態の判断と高カロリー輸液のリスク(有害事象とその対策等) 10. 高カロリー輸液に関する栄養学	5
		脱水症状に対する輸液による補正			1. 脱水症状に関する局所解剖 2. 脱水症状の原因と病態生理 3. 脱水症状に関するフィジカルアセスメント 4. 脱水症状に関する検査 5. 脱水症状に対する輸液による補正に必要な輸液の種類と臨床薬理 6. 脱水症状に対する輸液による補正の適応と使用方法 7. 脱水症状に対する輸液による補正の副作用 8. 脱水症状に対する輸液	5

					による補正の判断基準(ペーパーシミュレーションを含む) 9. 脱水症状の程度の判断と輸液による補正のリスク(有害事象とその対策等)	
感染に係る薬剤投与関連	29	感染徴候がある者に対する薬剤の臨時の投与	1. 感染症の病態生理 2. 感染症の主要症候と主要疾患 3. 感染症の診断方法 4. 主要感染症の診断方法 5. 主要疾患のフィジカルアセスメント	15	1. 抗生剤の種類と臨床薬理 2. 各種抗生剤の適応と使用方法 3. 各種抗生剤の副作用 4. 感染徴候がある者に対し使用するその他の薬剤の種類と臨床薬理 5. 感染徴候がある者に対し使用するその他の各種薬剤の適応と使用方法 6. 感染徴候がある者に対し使用するその他の各種薬剤の副作用 7. 病態に応じた感染徴候がある者に対する薬剤投与の判断基準(ペーパーシミュレーションを含む) 8. 感染徴候がある者に対する薬剤投与のリスク(有害事象とその対策等)	14
血糖コントロールに係る薬剤投与関連	16	インスリンの投与量の調整	1. 糖尿病とインスリン療法に関する局所解剖 2. 糖尿病とインスリン療法に関する病態生理 3. 糖尿病とインスリン療法に関するフィジカルアセスメント 4. インスリン療法の目的 5. 糖尿病とインスリン療法に関する検査(インスリン療法の導入基準を含む)	6	1. 病態に応じたインスリン製剤の調整の判断基準(ペーパーシミュレーションを含む) 2. 病態に応じたインスリンの投与量の調整のリスク(有害事象とその対策等) 3. 外来でのインスリン療法と入院の適応 4. インスリン療法に関する患者への説明	10

			6. インスリン製剤の種類と臨床薬理 7. 各種インスリン製剤の適応と使用方法 8. 各種インスリン製剤の副作用			
術後疼痛管理 関連	8	硬膜外カテーテルによる鎮痛剤の投与及び投与量の調整	1. 硬膜外麻酔に関する局所解剖 2. 硬膜外麻酔を要する主要疾患の病態生理 3. 硬膜外麻酔を要する主要疾患のフィジカルアセスメント 4. 硬膜外麻酔の目的 5. 硬膜外麻酔の適応と禁忌 6. 硬膜外麻酔に伴うリスク(有害事象とその対策等)	4	1. 硬膜外麻酔薬の選択と投与量 2. 硬膜外カテーテルによる鎮痛剤の投与及び投与量の調整の方法	4
循環動態に係る薬剤投与関連	28	持続点滴中のカテコラミンの投与量の調整	1. 循環動態に関する局所解剖 2. 循環動態に関する主要症候 3. 循環動態の薬物療法を必要とする主要疾患の病態生理 4. 循環動態の薬物療法を必要とする主要疾患のフィジカルアセスメント 5. 輸液療法の目的と種類 6. 病態に応じた輸液療法の適応と禁忌 7. 輸液時に必要な検査	8	1. カテコラミン製剤の種類と臨床薬理 2. 各種カテコラミン製剤の適応と使用方法 3. 各種カテコラミン製剤の副作用 4. 病態に応じたカテコラミンの投与量の調整の判断基準(ペーパーシミュレーションを含む) 5. 持続点滴中のカテコラミンの投与量の調整のリスク(有害事象とその対策等)	4
		持続点滴中のナトリウム、カリウム又はクロールの投与量	8. 輸液療法の計画		1. 持続点滴によるナトリウム、カリウム又はクロールの投与の臨床薬理 2. 持続点滴によるナトリウム、カリウム又はクロールの投与の適応と使用方法	4

		の調整			3. 持続点滴によるナトリウム、カリウム又はクロールの投与の副作用 4. 病態に応じた持続点滴によるナトリウム、カリウム又はクロールの投与の調整の判断基準(ペーパーシミュレーションを含む) 5. 持続点滴中のナトリウム、カリウム又はクロールの投与量の調整のリスク(有害事象とその対策等)	
		持続点滴中の降圧剤の投与量の調整			1. 降圧剤の種類と臨床薬理 2. 各種降圧剤の適応と使用方法 3. 各種降圧剤の副作用 4. 病態に応じた降圧剤の投与量の調整の判断基準(ペーパーシミュレーションを含む) 5. 持続点滴中の降圧剤の投与量の調整のリスク(有害事象とその対策等)	4
		持続点滴中の糖質輸液又は電解質輸液の投与量の調整			1. 糖質輸液、電解質輸液の種類と臨床薬理 2. 各種糖質輸液、電解質輸液の適応と使用方法 3. 各種糖質輸液、電解質輸液の副作用 4. 病態に応じた糖質輸液、電解質輸液の調整の判断基準(ペーパーシミュレーションを含む) 5. 持続点滴中の糖質輸液、電解質輸液の投与量の調整のリスク(有害事象とその対策等)	4

		持続点滴中の利尿剤の投与量の調整			1. 利尿剤の種類と臨床薬理 2. 各種利尿剤の適応と使用方法 3. 各種利尿剤の副作用 4. 病態に応じた利尿剤の調整の判断基準(ペーパーシミュレーションを含む) 5. 持続点滴中の利尿剤の投与量の調整のリスク(有害事象とその対策等)	4
精神及び神経症状に係る薬剤投与関連	26	抗けいれん剤の臨時の投与	1. 精神・神経系の局所解剖 2. 神経学的主要症候 3. 精神医学的主要症候 4. 主要な神経疾患と病態生理 5. 主要な精神疾患と病態生理 6. 主要な神経疾患のフィジカルアセスメント 7. 主要な精神疾患の面接所見 8. 神経学的検査 9. 心理・精神機能検査 10. 精神・神経系の臨床薬理(副作用、耐性と依存性を含む)	8	1. けいれんの原因・病態生理 2. けいれんの症状・診断 3. 抗けいれん剤の種類と臨床薬理 4. 各種抗けいれん剤の適応と使用方法 5. 各種抗けいれん剤の副作用 6. 病態に応じた抗けいれん剤の投与の判断基準(ペーパーシミュレーションを含む) 7. 抗けいれん剤の投与のリスク(有害事象とその対策等)	6
		抗精神病薬の臨時の投与			1. 統合失調症の原因・病態生理 2. 統合失調症の症状・診断 3. 抗精神病薬の種類と臨床薬理 4. 各種抗精神病薬の適応と使用方法 5. 各種抗精神病薬の副作用 6. 病態に応じた抗精神病薬の投与とその判断基準	6

					(ペーパーシミュレーションを含む) 7. 抗精神病薬の投与のリスク(有害事象とその対策等)	
		抗不安薬の臨時の投与			1. 不安障害の原因・病態生理 2. 不安障害の症状・診断 3. 抗不安薬の種類と臨床薬理 4. 各種抗不安薬の適応と使用方法 5. 各種抗不安薬の副作用 6. 病態に応じた抗不安薬の投与の判断基準(ペーパーシミュレーションを含む) 7. 抗不安薬の投与のリスク(有害事象とその対策等)	6
皮膚損傷に係る薬剤投与関連	17	抗癌剤その他の薬剤が血管外に漏出したときのステロイド薬の局所注射及び投与量の調整	1. 抗癌剤の種類と臨床薬理 2. 各種抗癌剤の適応と使用方法 3. 各種抗癌剤の副作用 4. ステロイド剤の種類と臨床薬理 5. ステロイド剤の副作用	11	1. 抗癌剤その他の薬剤が血管外に漏出したときの病態生理 2. 抗癌剤その他の薬剤が血管外に漏出したときの症候と診断(ペーパーシミュレーションを含む) 3. 抗癌剤その他の薬剤が血管外に漏出したときのステロイド薬の局所注射の適応と使用方法及び投与量の調整	6
計	335			127		208

共通科目の各科目及び区分別科目の研修方法

【共通科目】

- ・全ての共通科目において、講義及び演習を行うものとする。
- ・臨床推論では医療面接、フィジカルアセスメントでは身体診察手技の実習を行うものとする。医療安全学及び特定行為実践の実習では、医療安全及びチーム医療について、いずれか一方又は両方を行うものとする。

科目	研修方法
臨床病態生理学	講義 演習
臨床推論	講義 演習 実習（医療面接）
フィジカルアセスメント	講義 演習 実習（身体診察手技）
臨床薬理学	講義 演習
疾病・臨床病態概論	講義 演習
医療安全学	講義 演習
特定行為実践	実習（医療安全、チーム医療）

【区分別科目】

- ・全ての区分別科目において、講義及び実習を行うものとする。また、一部の科目については、演習を行うものとする。

区分別科目	特定行為名	研修の方法
呼吸器（気道確保に係るもの）関連	経口用気管チューブ又は経鼻用気管チューブの位置の調整	講義 実習
呼吸器（人工呼吸療法に係るもの）関連	侵襲的陽圧換気の設定の変更	講義 演習 実習
	非侵襲的陽圧換気の設定の変更	
	人工呼吸管理がなされている者に対する鎮静薬の投与量の調整	
	人工呼吸器からの離脱	

呼吸器（長期呼吸療法に係るもの）関連	気管カニューレの交換	講義 実習
循環器関連	一時的ペースメーカーの操作及び管理	講義 演習 実習
	一時的ペースメーカーリードの抜去	講義 実習
	経皮的心肺補助装置の操作及び管理	講義 演習 実習
	大動脈内バルーンパンピングからの離脱を行うときの補助の頻度の調整	講義 演習 実習
心嚢 ^{のう} ドレーン管理関連	心嚢 ^{のう} ドレーンの抜去	講義 実習
胸腔ドレーン管理関連	低圧胸腔内持続吸引器の吸引圧の設定及びその変更	講義 演習 実習
	胸腔ドレーンの抜去	講義 実習
腹腔ドレーン管理関連	腹腔ドレーンの抜去（腹腔内に留置された ^{せん} 穿刺針の抜針を含む。）	講義 実習
ろう孔管理関連	胃ろうカテーテル若しくは腸ろうカテーテル又は胃ろうボタンの交換	講義 実習
	膀胱ろうカテーテルの交換	
栄養に係るカテーテル管理（中心静脈カテーテル管理）関連	中心静脈カテーテルの抜去	講義 実習
栄養に係るカテーテル管理（末梢留置型中心静脈注射用カテーテル管理）関連	末梢留置型中心静脈注射用カテーテルの挿入	講義 実習
創傷管理関連	^{じよくそう} 褥瘡又は慢性創傷の治療における血流のない壊死組織の除去	講義 実習
	創傷に対する陰圧閉鎖療法	
創部ドレーン管理関連	創部ドレーンの抜去	講義 実習

動脈血液ガス分析関連	直接動脈穿刺法による採血	講義
	橈骨動脈ラインの確保	実習
透析管理関連	急性血液浄化療法における血液透析器又は血液透析濾過器の操作及び管理	講義 演習 実習
栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連	持続点滴中の高カロリー輸液の投与量の調整	講義
	脱水症状に対する輸液による補正	演習 実習
感染に係る薬剤投与関連	感染徴候がある者に対する薬剤の臨時の投与	講義 演習 実習
血糖コントロールに係る薬剤投与関連	インスリンの投与量の調整	講義 演習 実習
術後疼痛管理関連	硬膜外カテーテルによる鎮痛剤の投与及び投与量の調整	講義 演習 実習
循環動態に係る薬剤投与関連	持続点滴中のカテコラミンの投与量の調整	講義 演習 実習
	持続点滴中のナトリウム、カリウム又はクロールの投与量の調整	
	持続点滴中の降圧剤の投与量の調整	
	持続点滴中の糖質輸液又は電解質輸液の投与量の調整	
	持続点滴中の利尿剤の投与量の調整	
精神及び神経症状に係る薬剤投与関連	抗けいれん剤の臨時の投与	講義 演習 実習
	抗精神病薬の臨時の投与	
	抗不安薬の臨時の投与	
皮膚損傷に係る薬剤投与関連	抗癌剤その他の薬剤が血管外に漏出したときのステロイド薬の局所注射及び投与量の調整	講義 演習 実習

(注1) 実習においては、病態判断から特定行為実践後までの一連の過程を効果的に学べるよう適切に行うこと。

(注2) 患者に対する実技を行う実習を行う際には、1例目は、指導者が行う行為の見学又は手伝い、2例目からは、指導者の指導監督下で行う。次第に指導監督の程度を軽くしていく（指導者の判断で実施）ことが望ましいこと。

(別紙6)

5. (1) ⑧に関連し、特定行為研修の一部を免除した研修
(領域別パッケージ研修)

5. (1) ⑧に関連し、「厚生労働大臣が適当と認める場合」は、指定研修機関が
(1) 及び (2) を満たす場合である。

(1) 下記の表に示す領域ごとに、その領域に対応する複数の特定行為区分に係
る研修をパッケージ化し実施する場合。

(2) (1) の研修を修了した看護師が、手順書により実施可能となる行為が下記
の表のとおりである場合。

上記を満たす場合において、下記の表のとおり一部の特定行為に対応する研修を
免除することができる。

1. 在宅・慢性期領域

特定行為区分の名称	特定行為	研修を修了した看護師が実施可能な 特定行為か否か	研修の免除 の可否
呼吸器（長期呼吸療法に係るもの）関連	気管カニューレの交換	○	—
ろう孔管理関連	胃ろうカテーテル若しくは腸ろうカ テーテル又は胃ろうボタンの交換	○	—
	膀胱ろうカテーテルの交換	×	免除可
創傷管理関連	褥瘡又は慢性創傷の治療における血 流のない壊死組織の除去	○	—
	創傷に対する陰圧閉鎖療法	×	免除可
栄養及び水分管理に 係る薬剤投与関連	持続点滴中の高カロリー輸液の投与 量の調整	×	免除可
	脱水症状に対する輸液による補正	○	—

2. 外科術後病棟管理領域

特定行為区分の名称	特定行為	研修を修了した看護師が実施可能な 特定行為か否か	研修の免除 の可否
呼吸器（気道確保に 係るもの）関連	経口用気管チューブ又は経鼻用気管 チューブの位置の調整	○	—

呼吸器（人工呼吸療法に係るもの）関連	侵襲的陽圧換気の設定の変更	○	—
	非侵襲的陽圧換気の設定の変更	○	—
	人工呼吸管理がなされている者に対する鎮静薬の投与量の調整	×	免除可
	人工呼吸器からの離脱	×	免除可
呼吸器（長期呼吸療法に係るもの）関連	気管カニューレの交換	○	—
胸腔ドレーン管理関連	低圧胸腔内持続吸引器の吸引圧の設定及びその変更	○	—
	胸腔ドレーンの抜去	○	—
腹腔ドレーン管理関連	腹腔ドレーンの抜去（腹腔内に留置された穿刺針の抜針を含む。）	○	—
栄養に係るカテーテル管理（中心静脈カテーテル管理）関連	中心静脈カテーテルの抜去	○	—
栄養に係るカテーテル管理（末梢留置型中心静脈注射用カテーテル管理）関連	末梢留置型中心静脈注射用カテーテルの挿入	○	—
創部ドレーン管理関連	創部ドレーンの抜去	○	—
動脈血液ガス分析関連	直接動脈穿刺法による採血	○	—
	橈骨動脈ラインの確保	×	免除可
栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連	持続点滴中の高カロリー輸液の投与量の調整	○	—
	脱水症状に対する輸液による補正	×	免除可
術後疼痛管理関連	硬膜外カテーテルによる鎮痛剤の投与及び投与量の調整	○	—
循環動態に係る薬剤投与関連	持続点滴中のカテコラミンの投与量の調整	○	—
	持続点滴中のナトリウム、カリウム又はクロールの投与量の調整	×	免除可
	持続点滴中の降圧剤の投与量の調整	×	免除可
	持続点滴中の糖質輸液又は電解質輸液の投与量の調整	○	—
	持続点滴中の利尿剤の投与量の調整	×	免除可

3. 術中麻酔管理領域

特定行為区分の名称	特定行為	研修を修了した看護師が実施可能な特定行為か否か	研修の免除の可否
呼吸器（気道確保に係るもの）関連	経口用気管チューブ又は経鼻用気管チューブの位置の調整	○	—
呼吸器（人工呼吸療法に係るもの）関連	侵襲的陽圧換気の設定の変更	○	—
	非侵襲的陽圧換気の設定の変更	×	免除可
	人工呼吸管理がなされている者に対する鎮静薬の投与量の調整	×	免除可
	人工呼吸器からの離脱	○	—
動脈血液ガス分析関連	直接動脈穿刺法による採血	○	—
	橈骨動脈ラインの確保	○	—
栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連	持続点滴中の高カロリー輸液の投与量の調整	×	免除可
	脱水症状に対する輸液による補正	○	—
術後疼痛管理関連	硬膜外カテーテルによる鎮痛剤の投与及び投与量の調整	○	—
循環動態に係る薬剤投与関連	持続点滴中のカテコラミンの投与量の調整	×	免除可
	持続点滴中のナトリウム、カリウム又はクロールの投与量の調整	×	免除可
	持続点滴中の降圧剤の投与量の調整	×	免除可
	持続点滴中の糖質輸液又は電解質輸液の投与量の調整	○	—
	持続点滴中の利尿剤の投与量の調整	×	免除可

4. 救急領域

特定行為区分の名称	特定行為	研修を修了した看護師が実施可能な特定行為か否か	研修の免除の可否
呼吸器（気道確保に係るもの）関連	経口用気管チューブ又は経鼻用気管チューブの位置の調整	○	—
呼吸器（人工呼吸療法に係るもの）関連	侵襲的陽圧換気の設定の変更	○	—
	非侵襲的陽圧換気の設定の変更	○	—
	人工呼吸管理がなされている者に対する鎮静薬の投与量の調整	○	—
	人工呼吸器からの離脱	○	—

動脈血液ガス分析関連	直接動脈穿刺法による採血	○	—
	橈骨動脈ラインの確保	○	—
栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連	持続点滴中の高カロリー輸液の投与量の調整	×	免除可
	脱水症状に対する輸液による補正	○	—
精神及び神経症状に係る薬剤投与関連	抗けいれん剤の臨時の投与	○	—
	抗精神病薬の臨時の投与	×	免除可
	抗不安薬の臨時の投与	×	免除可

5. 外科系基本領域

特定行為区分の名称	特定行為	研修を修了した看護師が実施可能な特定行為か否か	研修の免除の可否
栄養に係るカテーテル管理（中心静脈カテーテル管理）関連	中心静脈カテーテルの抜去	○	—
創傷管理関連	褥瘡又は慢性創傷の治療における血流のない壊死組織の除去	○	—
	創傷に対する陰圧閉鎖療法	×	免除可
創部ドレーン管理関連	創部ドレーンの抜去	○	—
動脈血液ガス分析関連	直接動脈穿刺法による採血	○	—
	橈骨動脈ラインの確保	×	免除可
栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連	持続点滴中の高カロリー輸液の投与量の調整	×	免除可
	脱水症状に対する輸液による補正	○	—
感染に係る薬剤投与関連	感染徴候がある者に対する薬剤の臨時の投与	○	—
術後疼痛管理関連	硬膜外カテーテルによる鎮痛剤の投与及び投与量の調整	○	—

6. 集中治療領域

特定行為区分の名称	特定行為	研修を修了した看護師が実施可能な特定行為か否か	研修の免除の可否
呼吸器（気道確保に係るもの）関連	経口用気管チューブ又は経鼻用気管チューブの位置の調整	○	—

呼吸器（人工呼吸療法に係るもの）関連	侵襲的陽圧換気の設定の変更	○	—
	非侵襲的陽圧換気の設定の変更	×	免除可
	人工呼吸管理がなされている者に対する鎮静薬の投与量の調整	○	—
	人工呼吸器からの離脱	○	—
循環器関連	一時的ペースメーカーの操作及び管理	○	—
	一時的ペースメーカーリードの抜去	×	免除可
	経皮的心肺補助装置の操作及び管理	×	免除可
	大動脈内バルーンパンピングからの離脱を行うときの補助の頻度の調整	×	免除可
栄養に係るカテーテル管理（中心静脈カテーテル管理）関連	中心静脈カテーテルの抜去	○	—
動脈血液ガス分析関連	直接動脈穿刺法による採血	×	免除可
	橈骨動脈ラインの確保	○	—
循環動態に係る薬剤投与関連	持続点滴中のカテコラミンの投与量の調整	○	—
	持続点滴中のナトリウム、カリウム又はクロールの投与量の調整	○	—
	持続点滴中の降圧剤の投与量の調整	○	—
	持続点滴中の糖質輸液又は電解質輸液の投与量の調整	×	免除可
	持続点滴中の利尿剤の投与量の調整	×	免除可

共通科目の各科目及び区分別科目の評価方法

【共通科目】

全ての共通科目において筆記試験を行うとともに、実習を行う科目（臨床推論、フィジカルアセスメント、医療安全学、特定行為実践）については構造化された評価表を用いた観察評価を行うものとする。

科目	評価方法
臨床病態生理学	筆記試験
臨床推論	筆記試験 各種実習の観察評価
フィジカルアセスメント	筆記試験 各種実習の観察評価
臨床薬理学	筆記試験
疾病・臨床病態概論	筆記試験
医療安全学	筆記試験
特定行為実践	各種実習の観察評価

【区分別科目】

全ての区分別科目において筆記試験及び構造化された評価表を用いた観察評価を行うとともに、一部の科目については実技試験（OSCE）を行うものとする。

区分別科目	特定行為名	評価方法
呼吸器（気道確保に係るもの）関連	経口用気管チューブ又は経鼻用気管チューブの位置の調整	筆記試験 実技試験（OSCE） 各種実習の観察評価
呼吸器（人工呼吸療法に係るもの）関連	侵襲的陽圧換気の設定の変更	筆記試験 各種実習の観察評価
	非侵襲的陽圧換気の設定の変更	
	人工呼吸管理がなされている者に対する鎮静薬の投与量の調整	
	人工呼吸器からの離脱	
呼吸器（長期呼吸療法に係るもの）関連	気管カニューレの交換	筆記試験 実技試験（OSCE） 各種実習の観察評価

循環器関連	一時的ペースメーカーの操作及び管理	筆記試験 各種実習の観察評価
	一時的ペースメーカーリードの抜去	
	経皮的心肺補助装置の操作及び管理	
	大動脈内バルーンパンピングからの離脱を行うときの補助の頻度の調整	
心 ^{のう} 嚢ドレーン管理関連	心 ^{のう} 嚢ドレーンの抜去	筆記試験 各種実習の観察評価
胸腔ドレーン管理関連	低圧胸腔内持続吸引器の吸引圧の設定及びその変更	筆記試験 各種実習の観察評価
	胸腔ドレーンの抜去	
腹腔ドレーン管理関連	腹腔ドレーンの抜去（腹腔内に留置された穿 ^{せん} 刺針の抜針を含む。）	筆記試験 各種実習の観察評価
ろう孔管理関連	胃ろうカテーテル若しくは腸ろうカテーテル又は胃ろうボタンの交換	筆記試験 実技試験（OSCE） 各種実習の観察評価
	膀胱ろうカテーテルの交換	
栄養に係るカテーテル管理（中心静脈カテーテル管理）関連	中心静脈カテーテルの抜去	筆記試験 各種実習の観察評価
栄養に係るカテーテル管理（末梢留置型中心静脈注射用カテーテル管理）関連	末梢留置型中心静脈注射用カテーテルの挿入	筆記試験 実技試験（OSCE） 各種実習の観察評価
創傷管理関連	褥 ^{じよくそう} 瘡又は慢性創傷の治療における血流のない壊死組織の除去	筆記試験 実技試験（OSCE） 各種実習の観察評価
	創傷に対する陰圧閉鎖療法	筆記試験 各種実習の観察評価
創部ドレーン管理関連	創部ドレーンの抜去	筆記試験 各種実習の観察評価
動脈血液ガス分析関連	直接動脈穿 ^{せん} 刺法による採血	筆記試験
	橈 ^{とう} 骨動脈ラインの確保	実技試験（OSCE）

		各種実習の観察評価
透析管理関連	急性血液浄化療法における血液透析器又は血液透析濾過器の操作及び管理	筆記試験 各種実習の観察評価
栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連	持続点滴中の高カロリー輸液の投与量の調整	筆記試験 各種実習の観察評価
	脱水症状に対する輸液による補正	
感染に係る薬剤投与関連	感染徴候がある者に対する薬剤の臨時的投与	筆記試験 各種実習の観察評価
血糖コントロールに係る薬剤投与関連	インスリンの投与量の調整	筆記試験 各種実習の観察評価
術後疼痛管理関連	硬膜外カテーテルによる鎮痛剤の投与及び投与量の調整	筆記試験 各種実習の観察評価
循環動態に係る薬剤投与関連	持続点滴中のカテコラミンの投与量の調整	筆記試験 各種実習の観察評価
	持続点滴中のナトリウム、カリウム又はクロールの投与量の調整	
	持続点滴中の降圧剤の投与量の調整	
	持続点滴中の糖質輸液又は電解質輸液の投与量の調整	
	持続点滴中の利尿剤の投与量の調整	
精神及び神経症状に係る薬剤投与関連	抗けいれん剤の臨時的投与	筆記試験
	抗精神病薬の臨時的投与	各種実習の観察評価
	抗不安薬の臨時的投与	
皮膚損傷に係る薬剤投与関連	抗癌剤その他の薬剤が血管外に漏出したときのステロイド薬の局所注射及び投与量の調整	筆記試験 各種実習の観察評価

(注1) OSCE とは、Objective Structured Clinical Examination (臨床能力評価試験) をいうこと。

(注2) 実技試験 (OSCE) が必要な区分別科目においては、患者に対する実技を行う実習の前に、実技試験 (OSCE) を行うこと。

(注3) 区分別科目における実習の評価は、構造化された評価表 (Direct Observation of Procedural Skills (DOPS) 等) を用いた観察評価を行うこと。

と。また、構造化された評価表を用いた観察評価では、「指導監督なしで行うことができる」レベルと判定されることが求められること。

(注4) 指導者は、特定行為研修における指導に当たっては、受講者にポートフォリオを利用して評価結果を集積し、自己評価、振り返りを促すことが望ましいこと。

到達目標

【共通科目】

- ・多様な臨床場面において重要な病態の変化や疾患を包括的にいち早くアセスメントする基本的な能力を身につける。
- ・多様な臨床場面において必要な治療を理解し、ケアを導くための基本的な能力を身につける。
- ・多様な臨床場面において患者の安心に配慮しつつ、必要な特定行為を安全に実践する能力を身につける。
- ・問題解決に向けて多職種と効果的に協働する能力を身につける。
- ・自らの看護実践を見直しつつ標準化する能力を身につける。

【区分別科目】

- ・多様な臨床場面において当該特定行為を行うための知識、技術及び態度の基礎を身につける。
- ・多様な臨床場面において医師又は歯科医師から手順書による指示を受け、実施の可否の判断、実施及び報告の一連の流れを適切に行うための基礎的な実践能力を身につける。

指定申請書

令和 年 月 日

厚生労働大臣 殿

施設名
代表者

保健師助産師看護師法第 37 条の 2 第 2 項第 1 号に規定する特定行為及び同項第 4 号に規定する特定行為研修に関する省令（平成 27 年厚生労働省令第 33 号）第 6 条の規定に基づき、別添のとおり指定研修機関の指定について申請いたします。

☐ また、同令別表第 4 備考第 5 号の厚生労働大臣の認定についても、あわせて申請いたします。

記入日：令和 年 月 日

指定研修機関の指定を受けようとする者			
1. 名称	フリガナ		
2. 所在地	郵便番号	—	都道府県
	フリガナ		
3. 電話	—	4. FAX	—
5. 代表者の氏名	フリガナ		

本申請に関する問合せ窓口			
氏名	フリガナ		
部署名			
電話	—	(内線番号)	
e-mail			

備考

- 1 「施設名」および「1. 名称」は、指定研修機関の指定を受けようとする者の名称を記入すること。
- 2 「代表者」および「5. 代表者の氏名」は、学校にあっては設置者、病院にあっては開設者、法人その他の者にあつてはその代表者の氏名を記入すること。
- 3 「□また、同令別表第4備考第5号の厚生労働大臣の認定についても、あわせて申請いたします。」については、領域別パッケージ研修を実施する場合にチェック（☒）を入れること。
- 4 「本申請に関する問合せ窓口」は、本様式1に関する問合せに対して回答できる者を記入すること。
- 5 「本申請に関する問合せ窓口」のメールアドレスについては、携帯電話のメールアドレスは使用しないこと。
- 6 本様式に定款又は寄附行為及び登記事項証明書、あるいはこれに準ずる書類を添付すること。

指定研修機関名

特定行為研修計画の概要

1. 特定行為研修の基本理念				2. 特定行為研修の目標			
3. 特定行為研修を受ける看護師の定員数 ()							
4. 特定行為区分							
(1) 研修を行う特定行為区分の数 ()							
(2) 実施する特定行為区分							
			定員数		特定行為研修の責任者の氏名等		
区	パ	特定行為区分名	区	パ	氏名	所属する団体の名称	役職名
		呼吸器（気道確保に係るもの）関連					
		呼吸器（人工呼吸療法に係るもの）関連					
		呼吸器（長期呼吸療法に係るもの）関連					
		循環器関連					
		心嚢ドレーン管理関連					
		胸腔ドレーン管理関連					
		腹腔ドレーン管理関連					
		ろう孔管理関連					
		栄養に係るカテーテル管理（中心静脈カテーテル管理）関連					
		栄養に係るカテーテル管理（末梢留置型中心静脈注射用カテーテル管理）関連					
		創傷管理関連					
		創部ドレーン管理関連					
		動脈血液ガス分析関連					
		透析管理関連					
		栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連					
		感染に係る薬剤投与関連					
		血糖コントロールに係る薬剤投与関連					
		術後疼痛管理関連					
		循環動態に係る薬剤投与関連					
		精神及び神経症状に係る薬剤投与関連					
		皮膚損傷に係る薬剤投与関連					

5. 領域別パッケージ研修の領域及び定員数

	領域名	定員数
	在宅・慢性期領域	
	外科術後病棟管理領域	
	術中麻酔管理領域	

	領域名	定員数
	救急領域	
	外科系基本領域	
	集中治療領域	

6. 特定行為研修の実施期間

特定行為研修の実施期間

期間			年				月				日		ヶ月	
年度内に同一の特定行為研修を複数回実施する場合														
期間			年				月				日		ヶ月	
領域別パッケージ研修の実施期間														
領域名	在宅	期間	年				月				日		ヶ月	
	外科術後	期間	年				月				日		ヶ月	
	麻酔	期間	年				月				日		ヶ月	
	救急	期間	年				月				日		ヶ月	
	外科基本	期間	年				月				日		ヶ月	
	集中治療	期間	年				月				日		ヶ月	

7. 通信を利用した授業の有無

有 ・ 無

様式1別紙1-4に記入

共通科目での利用 有 ・ 無

区分別科目での利用 有 ・ 無

8. 特定行為研修の記録の保存方法

文書 ・ 電子

9. 履修免除の有無

有 ・ 無

10. 講義、演習又は実習を行う施設及び設備の概要

様式1別紙2に記入

11. 協力施設の有無

有 ・ 無

様式1別紙3に記入

12. 特定行為研修管理委員会の構成員の氏名等

様式1別紙4に記入

13. 特定行為研修の指導者一覧

様式1別紙5に記入

14. 特定行為研修計画(進度表を含む)

別途添付

備考

- 1 様式 1 別紙 1－1 は、特定行為研修を行おうとする全ての特定行為区分について記入し、1 部作成すること。
- 2 右上の「指定研修機関名」は、指定研修機関の指定を受けようとする施設等の名称を記入すること。
- 3 「3. 特定行為研修を受ける看護師の定員数」については、年度内に同一の特定行為研修を複数回実施する場合は、1 回の定員数を記入すること。特定行為研修を受ける看護師の定員数に、既に特定行為研修を履修した者を含む等、共通科目の定員数と異なる場合は、特定行為研修を受ける看護師の定員数の記入に加え、共通科目の定員数を「()」に併記すること。
- 4 「4. 特定行為区分」の「(2) 実施する特定行為区分」は、特定行為研修を行おうとする全ての特定行為区分に「○」を記入すること。記入に当たっては、研修の計画に応じ、以下の通りとすること。
 - ・ 当該特定行為区分内の特定行為に係る研修を免除せずに行おうとする場合：「区」欄に「○」
 - ・ 当該特定行為区分を領域別パッケージ研修として行おうとする場合：「パ」欄に「○」
 - ・ 上記 2 つの場合のいずれも行おうとする場合：「区」及び「パ」欄の両方に「○」
- 5 各特定行為区分の「定員数」の欄には、備考 4 に示す通り「○」を記入した欄に対応する欄にそれぞれ特定行為研修を受ける看護師の定員数を記入すること。
- 6 「5. 領域別パッケージ研修の領域及び定員数」については、実施する領域別パッケージ研修の領域に「○」を付け、当該領域別パッケージ研修の定員数を記入すること。
- 7 「6. 特定行為研修の実施期間」は、年度内に同一の特定行為研修を複数回実施する予定がある場合は、全ての特定行為研修について、それを開始する標準的な期日を記入すること。領域別パッケージ研修については、「領域別パッケージ研修の実施期間」に記入すること。
- 8 「7. 通信を利用した授業の有無」は、通信を利用する場合は「有」を、利用しない場合は「無」を選択すること。「有」の場合は様式 1 別紙 1－4 を提出すること。また共通科目、区分別科目での利用の有無を選択すること。
- 9 「8. 特定行為研修の記録の保存方法」は、文書又は電磁的記録の別を選択すること。
- 10 「9. 履修免除の有無」については、履修免除を行う場合に「有」を、行わない場合は「無」を選択すること。履修免除を行う場合は履修免除の規定を整備すること。なお、当該項目は、領域別パッケージ研修における、特定行為研修の一部を免除した研修を行うことには該当しないこと。
- 11 「10. 講義、演習又は実習を行う施設及び設備の概要」は、特定行為研修を行おうとする全ての特定行為区分ごとに、様式 1 別紙 2－1 に記入し、1 部作成すること。ただし、複数の特定行為区分を同時に実施する場合に、共通科目については、全ての特定行為区分ごとに重複して記入する必要はないこと。様式 1 別紙 2－2 については、講義、演習又は実習を行う全ての施設及び設備ごとに記入し、1 部ずつ作成すること。
- 12 「11. 協力施設の有無」は、協力施設がある場合は「有」を、ない場合は「無」を選択すること。「有」の場合には、全ての協力施設ごとに様式 1 別紙 3 に記入し、1 部ずつ作成すること。
- 13 「12. 特定行為研修管理委員会の構成員の氏名等」は、全ての特定行為研修管理委員会の構成員について、様式 1 別紙 4 に記入すること。
- 14 「13. 特定行為研修の指導者一覧」については、共通科目及び特定行為研修を行おうとする全ての特定行為区分ごとに様式 1 別紙 5 に記入し 1 部作成すること。ただし、複数の特定行為区分を同時に実施する場合に、共通科目については、全ての特定行為区分ごとに重複して記入する必要はないこと。
- 15 「14. 特定行為研修計画（進度表を含む）」については、特定行為研修を行おうとする全ての特定行為区分ごとに記入した特定行為研修計画を 1 部添付すること。いずれも様式は自由とする。ただし、複数の特定行為区分を同時に実施する場合に、共通科目については、全ての特定行為区分ごとに重複して記入する必要は無いこと。なお、進度表については、実習期間がわかるように記入すること。また、領域別パッケージ研修を実施する場合には、特定行為研修の一部を免除した研修を行うことがわかるように記入すること。
- 16 記入欄が足りない場合は、行を追加し記入すること。

指定研修機関名

特定行為研修計画の概要

共通科目の概要							
1. 共通科目の到達目標の設定の有無 有 ・ 無							
2. 共通科目の研修方法及び時間数 共通科目の時間数の総計(④の合計) 時間							
①共通科目名 (独自の科目名がある場合は括弧書きで併記)			②研修方法			③評価 (上段:時間数、 下段:方法を記入)	④時間数の合計
			講義	演習	実習		
臨床病態生理学		時間数					
		場所	自 ・ 協	自 ・ 協	自 ・ 協		
臨床推論		時間数					
		場所	自 ・ 協	自 ・ 協	自 ・ 協		
フィジカルアセスメント		時間数					
		場所	自 ・ 協	自 ・ 協	自 ・ 協		
臨床薬理学		時間数					
		場所	自 ・ 協	自 ・ 協	自 ・ 協		
疾病・臨床病態概論	主要疾患の臨床診断・治療	時間数					
		場所	自 ・ 協	自 ・ 協	自 ・ 協		
	状況に応じた臨床診断・治療	時間数					
		場所	自 ・ 協	自 ・ 協	自 ・ 協		
医療安全学		時間数					
		場所	自 ・ 協	自 ・ 協	自 ・ 協		
特定行為実践		時間数					
		場所	自 ・ 協	自 ・ 協	自 ・ 協		

備考

- 1 右上の「指定研修機関名」は、指定研修機関の指定を受けようとする施設等の名称を記入すること。
- 2 様式1別紙1－2は、「共通科目の概要」について、2以上の特定行為区分に係る特定行為研修を行う場合、本様式に記入し1部作成すればよいこと。
- 3 「2. 共通科目の研修方法及び時間数」の①共通科目名について、独自の科目名がある場合は括弧書きで併記すること。
- 4 「2. 共通科目の研修方法及び時間数」の①共通科目について、「疾病・臨床病態概論」については、学べき事項の「主要疾患の臨床診断・治療」と「状況に応じた臨床診断・治療」ごとに記入すること。また、「医療安全学」と「特定行為実践」については、一体的に記入しても差し支えないこと。
- 5 「2. 共通科目の研修方法及び時間数」の「場所」については、自施設の場合は「自」、協力施設の場合は「協」を選択すること（両方に該当する場合は、両方選択すること）。研修を行う場所が、指定研修機関の指定を受けようとする施設等の場合は、自施設を選択すること。
- 6 「2. 共通科目の研修方法及び時間数」の「③評価」については、上段に時間数、下段に評価方法を記入すること。評価方法は、通知の別紙7に示す評価方法（筆記試験、観察評価）を書くこと。
- 7 「2. 共通科目の研修方法及び時間数」の「共通科目の時間数の総計」は、共通科目の全ての時間数の総計を記入し、単位は時間で記入すること。
- 8 記入欄が足りない場合は、行を追加し記入すること。

指定研修機関名

特定行為研修計画の概要

区分別科目の概要(特定行為区分ごとに記載)							
1. 特定行為区分の名称()							
2. 区分別科目の到達目標の設定の有無 有 ・ 無							
3. 区分別科目の研修方法及び時間数 区分別科目の時間数の総計(⑤+⑩) 時間							
1) 共通して学ぶ事項について ⑤小計(③の合計) 時間							
共通して学ぶ事項	① ※独自の科目名がある場合のみ科目名を記入する	②研修方法			③時間数の合計	④評価方法	
			講義 (時間数)	演習 (時間数)			実習 (症例数)
		時間数					
		場所	自 ・ 協	自 ・ 協	自 ・ 協		
2) 特定行為ごとに学ぶ事項について ⑩小計(⑧の合計) 時間							
特定行為ごとに学ぶ事項	⑥特定行為名 (独自の科目名がある場合は括弧書きで併記)	⑦研修方法			⑧時間数の合計	⑨評価方法	
			講義 (時間数)	演習 (時間数)			実習 (症例数)
		時間数又は症例数					
		場所	自 ・ 協	自 ・ 協	自 ・ 協		
		時間数又は症例数					
		場所	自 ・ 協	自 ・ 協	自 ・ 協		
		時間数又は症例数					
		場所	自 ・ 協	自 ・ 協	自 ・ 協		
		時間数又は症例数					
		場所	自 ・ 協	自 ・ 協	自 ・ 協		
		時間数又は症例数					
		場所	自 ・ 協	自 ・ 協	自 ・ 協		
3) 患者に対する実技を行う実習の前に行う学習							

備考

- 1 右上の「指定研修機関名」は、指定研修機関の指定を受けようとする施設等の名称を記入すること。
- 2 様式1別紙1－3は、特定行為研修を行おうとする全ての特定行為区分について、特定行為区分ごとに記入し、1部作成すること。
- 3 「3. 区分別科目の研修方法及び時間数」の「時間数」の単位については、時間で記入すること。「区分別科目の時間数の総計」は区分別科目ごとの時間数の総計を記入すること。
- 4 「3. 区分別科目の研修方法及び時間数」の1) 共通して学ぶ事項について、独自の科目名がある場合のみ①に科目名を記入すること。
- 5 「3. 区分別科目の研修方法及び時間数」の2) 特定行為ごとに学ぶ事項については⑥に特定行為名を記入すること。独自の科目名がある場合には、括弧書きで併記すること。
- 6 「3. 区分別科目の研修方法及び時間数」の「場所」については、自施設の場合は「自」、協力施設の場合は「協」を選択すること(両方に該当する場合は、両方選択すること)。研修を行う場所が、指定研修機関の指定を受けようとする施設等の場合は、「自」を選択すること。
- 7 「3. 区分別科目の研修方法及び時間数」の「②・⑦研修方法の実習(症例数)」については、経験すべき症例数を記入すること。
- 8 「3. 区分別科目の研修方法及び時間数」の「③・⑧講義と演習の時間数の合計」については、「②・⑦研修方法」の講義の時間数と演習の時間数の合計を記載すること。また、講義又は演習の時間数には、当該科目の評価のうち筆記試験に関する時間を含めて差し支えないこと。
- 9 「3. 区分別科目の研修方法及び時間数」の「④・⑨評価方法」については、通知の別紙7に示す評価方法(筆記試験、実技試験、観察評価)を記入すること。
- 10 「3. 区分別科目の研修方法及び時間数」の「3) 患者に対する実技を行う実習の前に行う学習」には、患者に対する実技を行う実習の前に行うペーパーシミュレーション、ロールプレイ、模擬患者の活用、シミュレーターの利用等のシミュレーションによる学習について、研修方法を記入すること。
- 11 記入欄が足りない場合は、行を追加し記入すること。なお、複数の特定行為区分の研修を行う場合や、特定行為区分の概要が複数頁にわたる場合は「(No.)」に通し番号を記入すること。

指定研修機関名

特定行為研修計画の概要

講義又は演習を通信による方法で行う場合の研修及び指導方法

[illegible]

備考

- 1 右上の「指定研修機関名」は、指定研修機関の指定を受けようとする施設等の名称を記入すること。
- 2 様式1別紙1－4は、特定行為研修を行おうとする全ての特定行為区分のうち、講義または演習を通信により行う場合について記入し、1部作成すること。
- 3 「共通科目名又は区分別科目名」について、独自の科目名がある場合には、括弧書きで併記すること。
- 4 「研修方法」については、印刷教材による授業は「①印刷教材」、放送授業による場合は「②放送授業」、メディアを利用した授業の場合は「③メディア」の欄に「○」を記入すること。メディアの場合は、同時かつ双方向性に行われる場合は、「同時双方向かつ教室等以外の場所で履修」に、それ以外の場合は「それ以外」に「○」を記入すること。「④面接授業」については、講義又は演習を通信等で行う授業を行う場合であって、併せて講義又は演習を面接授業で行っている場合は、「○」を記入すること。
- 5 「①印刷教材」又は「②放送授業」の場合で、添削等による指導を併せて行っている場合は「a 添削等による指導を実施」に「○」を記入すること。
- 6 「③メディア」の場合でかつ「それ以外」の場合は、併せて行う指導の方法について、「b-i 指導補助者が対面で指導を実施」、「b-ii 授業後すみやかに指導者又は指導補助者がインターネット等で指導を実施」のいずれかの該当するものに「○」を記入すること。
- 7 「③メディア」の場合でかつ「それ以外」の場合については、意見交換の機会を設けている場合は、「c 意見交換の機会の確保」の欄に「○」を記入すること。
- 8 記入欄が足りない場合は、行を追加し記入すること。

指定研修機関名

講義、演習又は実習を行う施設及び設備の概要一覧

		③ 研修を行う特定行為区分数	④ 共通科目の定員数	⑤特定行為区分ごとの定員数																				
				呼吸器（気道確保に係るもの） 関連	呼吸器（人工呼吸療法に係るもの） 関連	呼吸器（長期呼吸療法に係るもの） 関連	循環器関連	心臓ドレーン管理関連	胸腔ドレーン管理関連	腹腔ドレーン管理関連	ろう孔管理関連	栄養に係るカテーテル管理（中心静脈カテーテル管理） 関連	栄養に係るカテーテル管理（末梢留置型中心静脈注射用カテーテル管理） 関連	創傷管理関連	創部ドレーン管理関連	動脈血液ガス分析関連	透析管理関連	栄養及び水分管理に係る薬剤投与 関連	感染に係る薬剤投与 関連	血糖コントロールに係る薬剤投与 関連	術後疼痛管理関連	循環動態に係る薬剤投与 関連	精神及び神経症状に係る薬剤投与 関連	皮膚損傷に係る薬剤投与 関連
①指定研修機関名																								
②講義、演習又は実習を行う施設名																								
1																								
2																								
3																								
4																								
5																								
6																								
7																								
8																								
9																								
10																								
11																								
12																								
13																								
14																								
15																								

備考

- 1 右上の「指定研修機関名」は、指定研修機関の指定を受けようとする施設等の名称を記入すること。
- 2 ①に指定研修機関の指定を受けようとする施設等の名称を記入し、指定研修機関において行おうとする特定行為研修について、③研修を行う特定行為区分数、④共通科目の定員数、⑤特定行為区分ごとの定員数を記入すること。定員数については、年度内に同一の特定行為研修を複数回実施する場合は、1回の定員数を記入すること。
- 3 「②講義、演習又は実習を行う施設名」については、講義、演習又は実習を行う全ての施設（指定研修機関の指定を受けようとする施設等を含む）について記入すること。
- 4 患者に対する実習を行う施設については、施設ごとに、③研修を行う特定行為区分数、⑤特定行為区分ごとの定員数を記入すること。患者に対する実習を行わない施設については、②講義、演習又は実習を行う施設名のみの記入でよいこと。
- 5 記入欄が足りない場合は、行を追加して記入すること。なお複数頁にわたる場合は「(No.)」に通し番号を記入すること。

指定研修機関名

講義、演習又は実習を行う施設及び設備の概要

1. 施設の名称	フリガナ			
2. 所在地	郵便番号	—	都道府県	
	フリガナ			
3. 電話	—	—	4. FAX	— —
5. 施設の代表者の氏名	フリガナ			
6. 特定行為研修の実施責任者の氏名等(協力施設の場合のみ記入)	フリガナ			
			職 種 役 職	
7. 当該施設で行う全ての特定行為研修				
共通科目及び区分別科目の名称		研修方法	定員数	
8. 実習を行う施設における特定行為研修期間中の特定行為に係る症例数の見込み				
特定行為名		症例数の実績(概数)	症例数の見込み	

9. 通信により研修を行う場合の環境の整備状況

具体的な実施方法

通信の方法		
主に学習する場所		
同時双方向性の確保		
通信環境トラブル対処		
学修の進捗管理		
添削指導		
設問解答		
質疑応答		
意見交換		
試験等評価の実施		

10. 医学教育用シミュレーター及び視聴覚教材等の整備状況

医学教育用シミュレーター	有 ・ 無 ・ 購入予定	医学教育用視聴覚教材	有 ・ 無 ・ 購入予定
--------------	--------------	------------	--------------

11. 実習を行う施設の医療に関する安全管理のための体制

1) 医師の臨床研修病院の指定の有無	有 ・ 無	
2) 特定機能病院の承認の有無	有 ・ 無	

3) 実習に係る安全管理に関する組織の設置状況

構成員	人数	
実習を行う施設の管理者		
関係各部門の責任者		
医師である指導者		
その他		
	合計	

4) 実習に係る緊急時の対応に係る手順を記載した文書 有 ・ 無 ・ 作成中

5) 実習に係る患者からの相談に応じる体制の確保状況

患者の相談に応じる責任者	職種	役職	
患者の相談に応じる窓口の有無 有 ・ 無			

12. 実習を行うに当たり患者に対する説明の手順を記載した文書 有 ・ 無

13. 指定研修機関と協力施設との連携体制(協力施設がある場合に記入)

1)指導方針の共有方法		
2)関係者による定期的な会議の開催	開催頻度	回／年
	目的:	
	検討事項の概要	
3)その他特定行為研修についての連携		

備考

- 1 右上の「指定研修機関名」は、指定研修機関の指定を受けようとする施設等の名称を記入すること。
- 2 様式1別紙2-2は、特定行為研修を行おうとする特定行為区分に係る講義、演習又は実習を行う全ての施設について記入し、施設ごとに1部作成すること。
- 3 「5. 施設の代表者の氏名」は、学校にあっては設置者、病院にあっては開設者、法人その他の者にあってはその代表者の氏名を記入すること。
- 4 「6. 特定行為研修の実施責任者の氏名等」は、協力施設の場合のみ記入すること。
- 5 「7. 当該施設で行う全ての特定行為研修」については、共通科目及び区分別科目の名称、それぞれの研修方法及び研修を受ける看護師の定員数を記入すること。年度内に同一の特定行為研修を複数回実施する場合は、1回の定員数を記入すること。「研修方法」は、講義、演習又は実習の別を記入すること。
- 6 「8. 実習を行う施設における特定行為研修期間中の特定行為に係る症例数の見込み」については、実習を行う施設のみ記入すること。
- 7 「8. 実習を行う施設における特定行為研修期間中の特定行為に係る症例数の見込み」の「症例数の実績（概数）」は、指定の申請が行われる年度の前年度における当該施設の症例数の実績（概数）を記入すること。また、「症例数の見込み」は前年度の症例数の実績を参考に実習を行う期間の症例数の見込みを記入すること。
- 8 「9. 通信により研修を行う場合の環境の整備状況」は、通信による方法で特定行為研修を行う場合のみ記入すること。
また、「具体的な実施方法」は、以下の点について記入すること。
 - ・「通信の方法」は、印刷教材、放送授業、メディアの別を記入すること。
 - ・「主に学習する場所」は自宅、指定研修機関内、協力施設内の別を記入すること。
 - ・「同時双方向性の確保」は、メディアによる授業であって、かつ同時双方向かつ教室等以外の場所でそれらを受講させる場合に、メディア利用する技術によって一体的に扱うことのできる情報の種類及び同時双方向性の程度を具体的に記入すること。
 - ・「学修の進捗管理」は、出席の確認や学修時間の確保の方法、受講者に勉学を促す方法等の概要を記入すること。
 - ・「添削指導」「設問解答」「質疑応答」については、その方法や工夫について記入すること。
 - ・「意見交換」については、受講生等の意見交換の場の確保の方法や工夫について記入すること。
 - ・「試験等評価の実施」は、試験等科目の履修の成果を評価する方法の概要を記入すること。
- 9 「10. 医学教育用シミュレーター及び視聴覚教材等の整備状況」については、整備されている場合は「有」を、整備されていない場合は「無」を、整備する予定がある場合は「購入予定」を選択すること。
- 10 「11. 実習を行う施設の医療に関する安全管理のための体制」は、患者に対する実習を行う施設のみ記入すること。
- 11 「11. 1）医師の臨床研修病院の指定の有無」については、指定がある場合は「有」を選択し、また指定を受けていない場合は「無」を選択すること。
- 12 「11. 2）特定機能病院の承認の有無」については、承認されている場合は「有」を、承認されていない場合は「無」を選択すること。
- 13 「11. 3）実習に係る安全管理に関する組織の設置状況」は、実習に係る安全管理に関する組織の主な構成員について人数を記入すること。同一人物が構成員として複数の役割を兼務している場合には、主たる役割にのみ人数を記入し、合計人数については、再掲を除いた実人数を記載すること。
- 14 「11. 4）実習に係る緊急時の対応に係る手順を記載した文書」は、有、無、作成中を選択し記入すること。
- 15 「11. 5）実習に係る患者からの相談に応じる体制の確保状況」の「患者の相談に応じる窓口の有無」については、整備されている場合は「有」を、整備されていない場合は「無」を選択すること。
- 16 「12. 実習を行うに当たり患者に対する説明の手順を記載した文書」は、患者に対する実習を行う施設のみ記入すること。
- 17 「13. 指定研修機関と協力施設の連携体制」については、協力施設の場合に記入すること。2以上の特定行為区分に係る特定行為研修を行う場合であって、特定行為区分ごとに「指導方針の共有方法」「関係者による定期的な会議の開催」「その他特定行為研修についての連携」の内容が異なる場合は、特定行為区分ごとに区別して記入すること。
- 18 記入欄が足りない場合は、行を追加し記入すること。

令和 年 月 日

協 力 施 設 承 諾 書

施設名

所在地

代表者

下記の特定行為研修の実施に連携協力することについて、承諾いたします。

記

指定研修機関名

研修を行う特定行為区分等の名称	
	共通科目
	呼吸器（気道確保に係るもの）関連
	呼吸器（人工呼吸療法に係るもの）関連
	呼吸器（長期呼吸療法に係るもの）関連
	循環器関連
	心嚢ドレーン管理関連
	胸腔ドレーン管理関連
	腹腔ドレーン管理関連
	ろう孔管理関連
	栄養に係るカテーテル管理（中心静脈カテーテル管理）関連
	栄養に係るカテーテル管理（末梢留置型中心静脈注射用カテーテル管理）関連
	創傷管理関連
	創部ドレーン管理関連
	動脈血液ガス分析関連
	透析管理関連
	栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連
	感染に係る薬剤投与関連
	血糖コントロールに係る薬剤投与関連
	術後疼痛管理関連
	循環動態に係る薬剤投与関連
	精神及び神経症状に係る薬剤投与関連
	皮膚損傷に係る薬剤投与関連

備考

- 1 様式1別紙3は、協力施設ごとに記入すること。
- 2 「代表者」は、学校にあっては設置者、病院にあっては開設者、法人その他の者にあってはその代表者の氏名を記入すること。
- 3 「指定研修機関名」は、指定研修機関の指定を受けようとする施設等の名称を記入すること。
- 4 「研修を行う特定行為区分等の名称」は、指定研修機関の指定を受けようとする施設等と連携協力して行おうとする特定行為研修に係る全ての特定行為区分の名称について「○」を記入すること。共通科目を実施する場合は共通科目に「○」を記入すること。

指定研修機関名

特定行為研修管理委員会の構成員の氏名等

	氏名	職種	所属する団体の名称	役職名	役割	備考
1	フリガナ					
2	フリガナ					
3	フリガナ					
4	フリガナ					
5	フリガナ					
6	フリガナ					
7	フリガナ					
8	フリガナ					
9	フリガナ					
10	フリガナ					
11	フリガナ					
12	フリガナ					
13	フリガナ					
14	フリガナ					
15	フリガナ					
16	フリガナ					
17	フリガナ					
18	フリガナ					
19	フリガナ					
20	フリガナ					

備考

- 1 右上の「指定研修機関名」は、指定研修機関の指定を受けようとする施設等の名称を記入すること。
- 2 様式1別紙4は、最上欄は、特定行為研修管理委員会の委員長の氏名等を記入し、「役割」欄にその旨を記入すること。
- 3 「所属する団体の名称」は、当該構成員が所属する団体の名称を記入すること。複数の団体に所属する場合は、主に所属する団体の名称を記入すること。所属する団体がない場合は、その旨を記入すること。
- 4 「役職名」は、当該構成員が所属する団体での役職名を記入すること。所属する団体での役職名がない場合は、その旨を記入すること。
- 5 特定行為研修に関する事務の責任者又はこれに準ずる者、特定行為研修の責任者並びに指定研修機関及び講義、演習又は実習を行う施設外に所属する者については、「役割」欄にその旨を記入すること。
- 6 記入欄が足りない場合は、行を追加し使用すること。なお複数頁にわたる場合は「(No.)」に通し番号を記入すること。

特定行為研修の指導者一覧

指定研修機関名

特定行為区分名

	1. 担当分野 (共通科目名及び区 分別科目名)	2. 氏名	3. 職種	4. 所属する団体 の名称	5. 役職 名	6. 臨床 経験年数	7. 指導医講 習会等の受 講経験 有:○ 無:× 医師以外:－	8. 特定行為 研修指導者 講習会の受 講経験 有:○ 無:×	9. 特定行為 研修の修了 有:○ 無:× 看護師以外:－	10. その 他の資格・ 研修の受 講経験	11. 教育歴	12. 備考
1												
2												
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												
11												
12												
13												
14												
15												
16												
17												
18												
19												
20												

備考

- 1 様式1別紙5は、協力施設を含む講義、演習又は実習を行う施設の全ての特定行為研修の指導者（通信による方法により行う場合は指導補助者を含む。）について、特定行為区分ごとに記入すること。
- 2 右上の「指定研修機関名」は、指定研修機関の指定を受けようとする施設等の名称を記入すること。
- 3 複数の特定行為区分に係る特定行為研修を行い、共通科目の指導者が同一の場合、いずれかの区分においてのみ共通科目の指導者を記載すればよいこと。
- 4 「1. 担当分野（共通科目名及び区分別科目名）」は、当該指導者が担当する共通科目名又は区分別科目名を記入すること。独自の科目名がある場合は括弧書きで併記すること。
- 5 「4. 所属する団体の名称」は、当該指導者が所属する団体の名称を記入すること。複数の団体に所属している場合は主に所属する団体名を、所属する団体がない場合は、その旨を記入すること。
- 6 「5. 役職名」は、当該指導者が所属する団体での役職を記入すること。所属する団体での役職がない場合は、その旨を記載すること。
- 7 「7. 指導医講習会等の受講経験」は、指導者が医師又は歯科医師の場合に、医師の臨床研修に係る指導医講習会、歯科医師の臨床研修に係る指導歯科医講習会の受講経験又は当該講習会に相当する研修の受講経験の有無について記入すること。また、「○」の場合は、受講年度と講習会の名称を記入すること。指導者が医師以外の場合には、該当なしとして「－」を記入すること。
- 8 「8. 特定行為研修指導者講習会の受講経験」については、特定行為研修に必要な指導方法等に関する講習会の受講経験の有無について記入すること。「○」の場合は、受講年度と受講した講習会の主催者名を記入すること。
- 9 「9. 特定行為研修の修了」については、指導者が看護師の場合に、特定行為研修の修了の有無について記入すること。「○」の場合は、修了した特定行為区分の名称を記入すること。また修了した区分数が多い場合は、別途特定行為区分名を記載した用紙を添付（様式自由）、又は特定行為研修修了証を添付してもよいこと。指導者が看護師以外の場合には、該当なしとして「－」を記入すること。
- 10 「10. その他の資格・研修の受講経験」は、指導者の担当分野（担当科目）に関連する研修の受講経験又は資格を有する場合に、当該研修の受講年度及び名称又は当該資格の取得年度及び名称を記入すること。
- 11 「11. 教育歴」は、大学等での教授経験及びその年数について記入すること。
- 12 実技試験（OSCE）を行う指導者又は指導補助者である場合は、備考欄にその旨を記入すること。OSCEの外評価者である場合には、12. 備考欄にその旨を記載すること。
- 13 記入欄が足りない場合は、行を追加し記入すること。なお複数頁にわたる場合は「(No.)」に通し番号を記載すること。
- 14 備考欄に記入しきれない場合は、別途記載（様式自由）し添付してもよいこと。

特定行為区分変更申請書

令和 年 月 日

厚生労働大臣 殿

指定研修機関名
代表者

保健師助産師看護師法第 37 条の 2 第 2 項第 1 号に規定する特定行為及び同項第 4 号に規定する特定行為研修に関する省令（平成 27 年厚生労働省令第 33 号）第 10 条の規定に基づき、別添のとおり特定行為区分の変更について申請いたします。

☐ また、同令別表第 4 備考第 5 号の厚生労働大臣の認定についても、あわせて申請いたします。

記入日：令和 年 月 日

1. 指定研修 機関の名称	フリガナ			
2. 指定研修機関番号				
3. 所在地	郵便番号	—	都道府県	
	フリガナ			
4. 電 話	— —		5. FAX	— —
6. 代表者 の氏名	フリガナ			

本申請に関する問合せ窓口			
氏 名	フリガナ		
部署名			
電 話	— —		(内線番号)
e-mail			

備考

- 1 「代表者」および「6. 代表者の氏名」は、学校にあっては設置者、病院にあっては開設者、法人その他の者にあってはその代表者の氏名を記入すること。
- 2 「☐また、同令別表第4備考第5号の厚生労働大臣の認定についても、あわせて申請いたします。」については、領域別パッケージ研修を新たに実施する場合にチェック（☒）を入れること。
- 3 「本申請に関する問合せ窓口」は、本様式3に関する問合せに対して回答できる者を記入すること。
- 4 「本申請に関する問合せ窓口」のメールアドレスについては、携帯電話のメールアドレスは使用しないこと。

指定研修機関番号

指定研修機関名

特定行為研修計画の概要

1. 特定行為研修の基本理念					2. 特定行為研修の目標				
3. 特定行為研修を受ける看護師の定員数 ()									
4. 特定行為区分									
(1) 研修を行う特定行為区分の数 ()									
(2) 実施する特定行為区分									
既	申請		定員数		特定行為区分名	特定行為研修の責任者の氏名等			
	区	パ	区	パ		氏名	所属する団体の名称	役職名	職種
					呼吸器（気道確保に係るもの）関連				
					呼吸器（人工呼吸療法に係るもの）関連				
					呼吸器（長期呼吸療法に係るもの）関連				
					循環器関連				
					心嚢ドレーン管理関連				
					胸腔ドレーン管理関連				
					腹腔ドレーン管理関連				
					ろう孔管理関連				
					栄養に係るカテーテル管理（中心静脈カテーテル管理）関連				
					栄養に係るカテーテル管理（末梢留置型中心静脈注射用カテーテル管理）関連				
					創傷管理関連				
					創部ドレーン管理関連				
					動脈血液ガス分析関連				
					透析管理関連				
					栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連				
					感染に係る薬剤投与関連				
					血糖コントロールに係る薬剤投与関連				
					術後疼痛管理関連				
					循環動態に係る薬剤投与関連				
					精神及び神経症状に係る薬剤投与関連				
					皮膚損傷に係る薬剤投与関連				

5. 領域別パッケージ研修の領域及び定員数

	領域別名	定員数		領域名	定員数
	在宅・慢性期領域			救急領域	
	外科術後病棟管理領域			外科基本領域	
	術中麻酔管理領域			集中治療領域	

6. 特定行為研修の実施期間

特定行為研修の実施期間

期間	年	月	日	～	年	月	日	ヶ月
----	---	---	---	---	---	---	---	----

年度内に同一の特定行為研修を複数回実施する場合

期間	年	月	日	～	年	月	日	ヶ月
----	---	---	---	---	---	---	---	----

領域別パッケージ研修の実施期間

領域名	在宅	期間	年	月	日	～	年	月	日	ヶ月
	外科術後	期間	年	月	日	～	年	月	日	ヶ月
	麻酔	期間	年	月	日	～	年	月	日	ヶ月
	救急	期間	年	月	日	～	年	月	日	ヶ月
	外科基本	期間	年	月	日	～	年	月	日	ヶ月
	集中治療	期間	年	月	日	～	年	月	日	ヶ月

7. 通信を利用した授業の有無

有 ・ 無

様式3別紙1-4に記入

共通科目での利用 有 ・ 無

区分別科目での利用 有 ・ 無

8. 特定行為研修の記録の保存方法

文書 ・ 電子

9. 履修免除の有無

有 ・ 無

10. 講義、演習又は実習を行う施設及び設備の概要

様式3別紙2に記入

11. 協力施設の有無

有 ・ 無

様式3別紙3に記入

12. 特定行為研修管理委員会の構成員の氏名等

様式3別紙4に記入

13. 特定行為研修の指導者一覧

様式3別紙5に記入

14. 特定行為研修計画(進捗表を含む)

別途添付

備考

- 1 様式3別紙1-1は、新たに特定行為研修を行おうとする特定行為区分を含め、指定研修機関において実施する特定行為研修の全ての特定行為区分について記入し、1部作成すること。
- 2 「3. 特定行為研修を受ける看護師の定員数」については、年度内に同一の特定行為研修を複数回実施する場合は、1回の定員数を記入すること。特定行為研修を受ける看護師の定員数に、既に特定行為研修を履修した者を含む等、共通科目の定員数と異なる場合は、特定行為研修を受ける看護師の定員数の記入に加え、共通科目の定員数を「()」に併記すること。
- 3 「4. 特定行為区分」の「(2) 実施する特定行為区分」については、指定研修機関において既に特定行為研修を実施している特定行為区分は「既」欄に「○」を記入すること。また、新たに特定行為研修を行おうとする特定行為区分（領域別パッケージ研修により一部を免除した研修のみを実施しており、新たに免除した内容を実施しようとする場合を含む）について、「申請」に記入すること。「申請」の欄の記入に当たっては、当該特定行為区分内の特定行為に係る研修を免除せずに行う場合は「区」欄に「○」を、当該特定行為区分を領域別パッケージ研修として行う場合は「パ」欄に「○」を記入すること。上記2つの場合のいずれも行う場合は、「区」及び「パ」欄の両方に「○」を記入すること。
- 4 各特定行為区分の「定員数」の欄には、当該特定行為区分に係る特定行為研修の一部を免除せずに行う場合は「区」欄に、当該特定行為区分を領域別パッケージ研修として行う場合は「パ」欄に、それぞれ特定行為研修を受ける看護師の定員数を記入すること。
- 5 「5. 領域別パッケージ研修の領域及び定員数」については、新たに実施する領域別パッケージ研修の領域に「○」、既に領域別パッケージ研修を行っている領域に「●」を記入し、当該領域別パッケージ研修の定員数を記入すること。
- 6 「6. 特定行為研修の実施期間」は、年度内に同一の特定行為研修を複数回実施する予定がある場合は、全ての特定行為研修について、それを開始する標準的な期日を記入すること。領域別パッケージ研修については、「領域別パッケージ研修の実施期間」に記入すること。
- 7 「7. 通信を利用した授業の有無」は、通信を利用する場合は「有」を、利用しない場合は「無」を選択すること。「有」の場合は様式3別紙1-4を提出すること。また共通科目、区分別科目での利用の有無を選択すること。
- 8 「8. 特定行為研修の記録の保存方法」は、文書又は電磁的記録の別を選択すること。
- 9 「9. 履修免除の有無」については、履修免除を行う場合に「有」を、行わない場合は「無」を選択すること。履修免除を行う場合は履修免除の規定を整備すること。なお、当該項目は、領域別パッケージ研修における、特定行為研修の一部を免除した研修を行うことには該当しないこと。
- 10 「10. 講義、演習又は実習を行う施設及び設備の概要」は、新たに特定行為研修を行おうとする全ての特定行為区分ごとに、様式3別紙2-1に記入し、1部作成すること。ただし、複数の特定行為区分を同時に実施する場合に、共通科目については、全ての特定行為区分ごとに重複して記載する必要は無いこと。様式3別紙2-2については、新たに特定行為研修を行おうとする特定行為区分に係る講義、演習又は実習を行う全ての施設及び設備ごとに記入し、1部ずつ作成すること。
- 11 「11. 協力施設の有無」は、協力施設がある場合は「有」を、ない場合は「無」を選択すること。新たに特定行為研修を行おうとする特定行為区分に係る協力施設がある場合に、協力施設ごとに様式3別紙3に記入し、1部ずつ作成すること。
- 12 「12. 特定行為研修管理委員会の構成員の氏名等」は、新たに特定行為研修を行おうとする特定行為区分に係る全ての特定行為研修管理委員会の構成員について、様式3別紙4に記入すること。
- 13 「13. 特定行為研修の指導者一覧」については、共通科目及び新たに特定行為研修を行おうとする全ての特定行為区分ごとに様式3別紙5に記入し1部作成すること。ただし、複数の特定行為区分を同時に実施する場合に、共通科目については、全ての特定行為区分ごとに重複して記載する必要は無いこと。
- 14 「14. 特定行為研修計画（進捗表を含む）」については、指定研修機関において新たに特定行為研修を行おうとする全ての特定行為区分及び領域別パッケージ研修ごとに記入した特定行為研修計画を1部添付すること。いずれも様式は自由とする。ただし、複数の特定行為区分を同時に実施する場合に、共通科目については、全ての特定行為区分ごとに重複して記載する必要は無いこと。なお、進捗表については、実習期間がわかるように記入すること。また、領域別パッケージ研修を実施する場合には、特定行為研修の一部を免除した研修を行うことがわかるように記入すること。
- 15 記入欄が足りない場合は、行を追加し記入すること。

特定行為研修計画の概要

共通科目の概要

1. 共通科目の到達目標の設定の有無 有 ・ 無

2. 共通科目の研修方法及び時間数 共通科目の時間数の総計(④の合計) 時間

① 共通科目名 (独自の科目名がある場合は括弧書きで併記)			② 研修方法			③ 評価 (上段:時間数、 下段:方法を記入)	④ 時間数の合計
			講義	演習	実習		
臨床病態生理学		時間数					
		場所	自 ・ 協	自 ・ 協	自 ・ 協		
臨床推論		時間数					
		場所	自 ・ 協	自 ・ 協	自 ・ 協		
フィジカルアセスメント		時間数					
		場所	自 ・ 協	自 ・ 協	自 ・ 協		
臨床薬理学		時間数					
		場所	自 ・ 協	自 ・ 協	自 ・ 協		
疾病・臨床病態概論	主要疾患の臨床診断・治療	時間数					
		場所	自 ・ 協	自 ・ 協	自 ・ 協		
	状況に応じた臨床診断・治療	時間数					
		場所	自 ・ 協	自 ・ 協	自 ・ 協		
医療安全学		時間数					
		場所	自 ・ 協	自 ・ 協	自 ・ 協		
特定行為実践		時間数					
		場所	自 ・ 協	自 ・ 協	自 ・ 協		

備考

- 1 様式3別紙1－2は、「共通科目の概要」について、2以上の特定行為区分に係る特定行為研修を行う場合、本様式に記入し1部作成すればよいこと。既に提出している共通科目の研修計画から変更がなければ、本様式の提出は不要。
- 2 「2. 共通科目の研修方法及び時間数」の①共通科目名について、独自の科目名がある場合は括弧書きで併記すること。
- 3 「2. 共通科目の研修方法及び時間数」の①共通科目について、「疾病・臨床病態概論」については、学べき事項の「主要疾患の臨床診断・治療」と「状況に応じた臨床診断・治療」ごとに記入すること。また、「医療安全学」と「特定行為実践」については、一体的に記入しても差し支えないこと。
- 4 「2. 共通科目の研修方法及び時間数」の「場所」については、自施設の場合は「自」、協力施設の場合は「協」を選択すること（両方に該当する場合は、両方選択すること）。研修を行う場所が、指定研修機関の指定を受けようとする施設等の場合は、自施設を選択すること。
- 5 「2. 共通科目の研修方法及び時間数」の「③評価」については、上段に時間数、下段に評価方法を記入すること。評価方法は、通知の別紙7に示す評価方法（筆記試験、観察評価）を書くこと。
- 6 「2. 共通科目の研修方法及び時間数」の「共通科目の時間数の総計」は、共通科目の全ての時間数の総計を記入し、単位は時間で記入すること。
- 7 記入欄が足りない場合は、行を追加し記入すること。

指定研修機関番号

指定研修機関名

特定行為研修計画の概要

区分別科目の概要(特定行為区分ごとに記載)							
1. 特定行為区分の名称()							
2. 区分別科目の到達目標の設定の有無 有 ・ 無							
3. 区分別科目の研修方法及び時間数 区分別科目の時間数の総計(⑤+⑩) 時間							
1) 共通して学ぶ事項について ⑤小計(③の合計) 時間							
共通して学ぶ事項	① ※独自の科目名がある場合のみ科目名を記入する	②研修方法			③時間数の合計	④評価方法	
			講義 (時間数)	演習 (時間数)			実習 (症例数)
		時間数					
		場所	自 ・ 協	自 ・ 協	自 ・ 協		
2) 特定行為ごとに学ぶ事項について ⑩小計(⑧の合計) 時間							
特定行為ごとに学ぶ事項	⑥特定行為名 (独自の科目名がある場合は括弧書きで併記)	⑦研修方法			⑧時間数の合計	⑨評価方法	
			講義 (時間数)	演習 (時間数)			実習 (症例数)
		時間数又は症例数					
		場所	自 ・ 協	自 ・ 協	自 ・ 協		
		時間数又は症例数					
		場所	自 ・ 協	自 ・ 協	自 ・ 協		
		時間数又は症例数					
		場所	自 ・ 協	自 ・ 協	自 ・ 協		
		時間数又は症例数					
		場所	自 ・ 協	自 ・ 協	自 ・ 協		
		時間数又は症例数					
		場所	自 ・ 協	自 ・ 協	自 ・ 協		
3) 患者に対する実技を行う実習の前に行う学習							

備考

- 1 様式3別紙1－3は、新たに特定行為研修を行おうとする全ての特定行為区分について、特定行為区分ごとに記入し、1部作成すること。
- 2 「3. 区分別科目の研修方法及び時間数」の「時間数」の単位については、時間で記入すること。「区分別科目の時間数の総計」は区分別科目ごとの時間数の総計を記入すること。
- 3 「3. 区分別科目の研修方法及び時間数」の1) 共通して学ぶ事項について、独自の科目名がある場合のみ①に科目名を記入すること。
- 4 「3. 区分別科目の研修方法及び時間数」の2) 特定行為ごとに学ぶ事項については⑥に特定行為名を記入すること。独自の科目名がある場合には、括弧書きで併記すること。
- 5 「3. 区分別科目の研修方法及び時間数」の「場所」については、自施設又は協力施設の該当する項目を選択すること（両方に該当する場合は、両方選択すること）。研修を行う場所が、指定研修機関の指定を受けようとする施設の場合は、自施設を選択すること。「自」は自施設、「協」は協力施設の意味とする。
- 6 「3. 区分別科目の研修方法及び時間数」の「②・⑦研修方法の実習（症例数）」については、経験すべき症例数を記入すること。
- 7 「3. 区分別科目の研修方法及び時間数」の「③・⑧講義と演習の時間数の合計」については、「②・⑦研修方法」の講義の時間数と演習の時間数の合計を記載すること。また、講義又は演習の時間数には、当該科目の評価のうち筆記試験に関する時間を含めて差し支えないこと。
- 8 「3. 区分別科目の研修方法及び時間数」の「④・⑨評価方法」については、通知の別紙7に示す評価方法（筆記試験、実技試験、観察評価）を記入すること。
- 9 「3. 区分別科目の研修方法及び時間数」の「3）患者に対する実技を行う実習の前に行う学習」には、患者に対する実技を行う実習の前に行うペーパーシミュレーション、ロールプレイ、模擬患者の活用、シミュレーターの利用等のシミュレーションによる学習について、研修方法を記入すること。
- 10 記入欄が足りない場合は、行を追加し記入すること。なお、複数の特定行為区分の研修を行う場合や、特定行為区分の概要が複数頁にわたる場合は「(No.)」に通し番号を記入すること。

指定研修機関名

講義又は演習を通信による方法で行う場合の研修及び指導方法

[illegible]

備考

- 1 様式3別紙1－4は、新たに特定行為研修を行おうとする特定行為区分のうち、講義または演習を通信により行う場合について記入し、1部作成すること。
- 2 「共通科目名又は区分別科目名」について、独自の科目名がある場合には、括弧書きで併記すること。
- 3 「研修方法」については、印刷教材による授業は「①印刷教材」、放送授業による場合は「②放送授業」、メディアを利用した授業の場合は「③メディア」の欄に「○」を記入すること。メディアの場合は、同時かつ双方向性に行われる場合は、「同時双方向かつ教室等以外の場所で履修」に、それ以外の場合は「それ以外」に「○」を記入すること。「④面接授業」については、講義又は演習を通信等で行う授業を行う場合であって、併せて講義又は演習を面接授業で行っている場合は、「○」を記入すること。
- 4 「①印刷教材」又は「②放送授業」の場合で、添削等による指導を併せて行っている場合は「a 添削等による指導を実施」に「○」を記入すること。
- 5 「③メディア」の場合でかつ「それ以外」の場合は、併せて行う指導の方法について、「b- i 指導補助者が対面で指導を実施」、「b- ii 授業後すみやかに指導者又は指導補助者がインターネット等で指導を実施」のいずれかの該当するものに「○」を記入すること。
- 6 「③メディア」の場合でかつ「それ以外」の場合については、意見交換の機会を設けている場合は、「c 意見交換の機会の確保」の欄に「○」を記入すること。
- 7 記入欄が足りない場合は、行を追加し記入すること。

指定研修機関番号

指定研修機関名

講義、演習又は実習を行う施設及び設備の概要一覧

		③ 研修を行う特定行為区分数	④ 共通科目の定員数	⑤特定行為区分ごとの定員数																					
				呼吸器（長期呼吸療法に係るもの） の関連	呼吸器（人工呼吸療法に係るもの） の関連	呼吸器（気道確保に係るもの） 関連	循環器関連	心臓ドレーン管理関連	胸腔ドレーン管理関連	腹腔ドレーン管理関連	ろう孔管理関連	栄養に係るカテーテル管理（中心静脈カテーテル管理） 関連	栄養に係るカテーテル管理（末梢留置型中心静脈注射用カテーテル管理） 関連	創傷管理関連	創部ドレーン管理関連	動脈血液ガス分析関連	透析管理関連	栄養及び水分管理に係る薬剤投与 関連	感染に係る薬剤投与関連	血糖コントロールに係る薬剤投与 関連	術後疼痛管理関連	循環動態に係る薬剤投与関連	精神及び神経症状に係る薬剤投与 関連	皮膚損傷に係る薬剤投与関連	
①指定研修機関名																									
②講義、演習又は実習を行う施設名																									
1																									
2																									
3																									
4																									
5																									
6																									
7																									
8																									
9																									
10																									
11																									
12																									
13																									
14																									
15																									

備考

- 1 ①に指定研修機関名を記入し、指定研修機関において新たに行おうとする特定行為研修について、③研修を行う特定行為区分数、④共通科目の定員数、⑤特定行為区分ごとの定員数を記入すること。定員数については、年度内に同一の特定行為研修を複数回実施する場合は、1回の定員数を記入すること。
- 2 「②講義、演習又は実習を行う施設名」について、指定研修機関において新たに行おうとする特定行為研修の講義、演習又は実習を行う全ての施設（指定研修機関を含む）について記入すること。
- 3 患者に対する実習を行う施設については、施設ごとに、③研修を行う特定行為区分数、⑤特定行為区分ごとの定員数を記入すること。患者に対する実習を行わない施設については、②講義、演習又は実習を行う施設名のみの記入でよいこと。
- 4 記入欄が足りない場合は、行を追加して記入すること。なお複数頁にわたる場合は「(No.)」に通し番号を記入すること。

指定研修機関名

講義、演習又は実習を行う施設及び設備の概要

1. 施設の名称	フリガナ			
2. 所在地	郵便番号	—	都道府県	
	フリガナ			
3. 電話	— —		4. FAX	— —
5. 施設の代表者の氏名	フリガナ			
6. 特定行為研修の実施責任者の氏名等(協力施設の場合のみ記入)	フリガナ			職 種
			役 職	
7. 当該施設で行う全ての特定行為研修				
共通科目及び区分別科目の名称			研修方法	定員数
8. 実習を行う施設における特定行為研修期間中の特定行為に係る症例数の見込み				
特定行為名			症例数の実績(概数)	症例数の見込み

9. 通信により研修を行う場合の環境の整備状況

具体的な実施方法

通信の方法		
主に学習する場所		
同時双方向性の確保		
通信環境トラブル対処		
学修の進捗管理		
添削指導		
設問解答		
質疑応答		
意見交換		
試験等評価の実施		

10. 医学教育用シミュレーター及び視聴覚教材等の整備状況

医学教育用シミュレーター	有 ・ 無 ・ 購入予定	医学教育用視聴覚教材	有 ・ 無 ・ 購入予定
--------------	--------------	------------	--------------

11. 実習を行う施設の医療に関する安全管理のための体制

1) 医師の臨床研修病院の指定の有無	有 ・ 無	
2) 特定機能病院の承認の有無	有 ・ 無	

3) 実習に係る安全管理に関する組織の設置状況

構成員	人数	
実習を行う施設の管理者		
関係各部門の責任者		
医師である指導者		
その他		
	合計	

4) 実習に係る緊急時の対応に係る手順を記載した文書 有 ・ 無 ・ 作成中

5) 実習に係る患者からの相談に応じる体制の確保状況

患者の相談に応じる責任者	職種	役職	
患者の相談に応じる窓口の有無 有 ・ 無			

12. 実習を行うに当たり患者に対する説明の手順を記載した文書 有 ・ 無

13. 指定研修機関と協力施設との連携体制（協力施設がある場合に記入）

1) 指導方針の共有方法		
2) 関係者による定期的な会議の開催	開催頻度	回／年
	目的:	
	検討事項の概要	
3) その他特定行為研修についての連携		

備考

- 1 様式3別紙2-2は、新たに特定行為研修を行おうとする特定行為区分に係る講義、演習又は実習を行う全ての施設について記入し、施設ごとに1部作成すること。
- 2 「5. 施設の代表者の氏名」は、学校にあっては設置者、病院にあっては開設者、法人その他の者にあってはその代表者の氏名を記入すること。
- 3 「6. 特定行為研修の実施責任者の氏名等」は、協力施設の場合のみ記入すること。
- 4 「7. 当該施設で行う全ての特定行為研修」については、共通科目及び区分別科目の名称、それぞれの研修方法及び研修を受ける看護師の定員数を記入すること。年度内に同一の特定行為研修を複数回実施する場合は、1回の定員数を記入すること。「研修方法」は、講義、演習又は実習の別を記入すること。
- 5 「8. 実習を行う施設における特定行為研修期間中の特定行為に係る症例数の見込み」については、実習を行う施設のみ記入すること。
- 6 「8. 実習を行う施設における特定行為研修期間中の特定行為に係る症例数の見込み」の「症例数の実績（概数）」は、指定の申請が行われる年度の前年度における当該施設の症例数の実績（概数）を記入すること。また、「症例数の見込み」は前年度の症例数の実績を参考に実習を行う期間の症例数の見込みを記入すること。
- 7 「9. 通信により研修を行う場合の環境の整備状況」は、通信による方法で特定行為研修を行う場合のみ記入すること。
また、「具体的な実施方法」は、以下の点について記入すること。
 - ・「通信の方法」は、印刷教材、放送授業、メディアの別を記入すること。
 - ・「主に学習する場所」は自宅、指定研修機関内、協力施設内の別を記入すること。
 - ・「同時双方向性の確保」は、メディアによる授業であって、かつ同時双方向かつ教室等以外の場所でそれらを受講させる場合に、メディア利用する技術によって一体的に扱うことのできる情報の種類及び同時双方向性の程度を具体的に記入すること。
 - ・「学修の進捗管理」は、出席の確認や学修時間の確保の方法、受講者に勉学を促す方法等の概要を記入すること。
 - ・「添削指導」「設問解答」「質疑応答」については、その方法や工夫について記入すること。
 - ・「意見交換」については、受講生等の意見交換の場の確保の方法や工夫について記入すること。
 - ・「試験等評価の実施」は、試験等科目の履修の成果を評価する方法の概要を記入すること。
- 8 「10. 医学教育用シミュレーター及び視聴覚教材等の整備状況」については、整備されている場合は「有」を、整備されていない場合は「無」を、整備する予定がある場合は「購入予定」を選択すること。
- 9 「11. 実習を行う施設の医療に関する安全管理のための体制」は、患者に対する実習を行う施設のみ記入すること。
- 10 「11. 1）医師の臨床研修病院の指定の有無」については、指定がある場合は「有」を選択し、また指定を受けていない場合は「無」を選択すること。
- 11 「11. 2）特定機能病院の承認の有無」については、承認されている場合は「有」を、承認されていない場合は「無」を選択すること。
- 12 「11. 3）実習に係る安全管理に関する組織の設置状況」は、実習に係る安全管理に関する組織の主な構成員について人数を記入すること。同一人物が構成員として複数の役割を兼務している場合には、主たる役割にのみ人数を記入し、合計人数については、再掲を除いた実人数を記載すること。
- 13 「11. 4）実習に係る緊急時の対応に係る手順を記載した文書」は、有、無、作成中を選択し記入すること。
- 14 「11. 5）実習に係る患者からの相談に応じる体制の確保状況」の「患者の相談に応じる窓口の有無」については、整備されている場合は「有」を、整備されていない場合は「無」を選択すること。
- 15 「12. 実習を行うに当たり患者に対する説明の手順を記載した文書」は、患者に対する実習を行う施設のみ記入すること。
- 16 「13. 指定研修機関と協力施設の連携体制」については、協力施設の場合に記入すること。2以上の特定行為区分に係る特定行為研修を行う場合であって、特定行為区分ごとに「指導方針の共有方法」「関係者による定期的な会議の開催」「その他特定行為研修についての連携」の内容が異なる場合は、特定行為区分ごとに区別して記入すること。
- 17 記入欄が足りない場合は、行を追加し記入すること。

令和 年 月 日

協力施設承諾書

施設名

所在地

代表者

下記の特定行為研修の実施に連携協力することについて、承諾いたします。

記

指定研修機関名

研修を行う特定行為区分等の名称	
	共通科目
	呼吸器（気道確保に係るもの）関連
	呼吸器（人工呼吸療法に係るもの）関連
	呼吸器（長期呼吸療法に係るもの）関連
	循環器関連
	心嚢ドレーン管理関連
	胸腔ドレーン管理関連
	腹腔ドレーン管理関連
	ろう孔管理関連
	栄養に係るカテーテル管理（中心静脈カテーテル管理）関連
	栄養に係るカテーテル管理（末梢留置型中心静脈注射用カテーテル管理）関連
	創傷管理関連
	創部ドレーン管理関連
	動脈血液ガス分析関連
	透析管理関連
	栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連
	感染に係る薬剤投与関連
	血糖コントロールに係る薬剤投与関連
	術後疼痛管理関連
	循環動態に係る薬剤投与関連
	精神及び神経症状に係る薬剤投与関連
	皮膚損傷に係る薬剤投与関連

備考

- 1 様式3別紙3は、協力施設ごとに記入すること。本様式は新たに特定行為研修を行おうとする特定行為区分について記入すること。
- 2 「代表者」は、学校にあつては設置者、病院にあつては開設者、法人その他の者にあつてはその代表者の氏名を記入すること。
- 3 「研修を行う特定行為区分等の名称」は、指定研修機関と連携協力して行おうとする特定行為研修に係る特定行為区分の名称について「○」を記入すること。共通科目を実施する場合は共通科目に「○」を記入すること。

指定研修機関番号

指定研修機関名

特定行為研修管理委員会の構成員の氏名等

	氏名	職種	所属する団体の名称	役職名	役割	備考
1	フリガナ					
2	フリガナ					
3	フリガナ					
4	フリガナ					
5	フリガナ					
6	フリガナ					
7	フリガナ					
8	フリガナ					
9	フリガナ					
10	フリガナ					
11	フリガナ					
12	フリガナ					
13	フリガナ					
14	フリガナ					
15	フリガナ					
16	フリガナ					
17	フリガナ					
18	フリガナ					
19	フリガナ					
20	フリガナ					

備考

- 1 様式3別紙4は、最上欄は、特定行為研修管理委員会の委員長の氏名等を記入し、「役割」欄にその旨を記入すること。
- 2 「所属する団体の名称」は、当該構成員が所属する団体の名称を記入すること。複数の団体に所属する場合は、主に所属する団体の名称を記入すること。所属する団体がない場合は、その旨を記入すること。
- 3 「役職名」は、当該構成員が所属する団体での役職名を記入すること。所属する団体での役職名がない場合は、その旨を記入すること。
- 4 特定行為研修に関する事務の責任者又はこれに準ずる者、特定行為研修の責任者並びに指定研修機関及び講義、演習又は実習を行う施設外に所属する者については、「役割」欄にその旨を記入すること。
- 5 記入欄が足りない場合は、行を追加し使用すること。なお複数頁にわたる場合は「(No.)」に通し番号を記入すること。

特定行為研修の指導者一覧

指定研修機関番号

特定行為区分名

指定研修機関名

	1. 担当分野 (共通科目名及び区 分別科目名)	2. 氏名	3. 職種	4. 所属団体の 名称	5. 役職	6. 臨床 経験年数	7. 指導医講 習会等の受 講経験 有:○ 無:× 医師以外:－	8. 特定行為 研修指導者 講習会の受 講経験 有:○ 無:×	9. 特定行為 研修の修了 有:○ 無:× 看護師以外: －	10. その 他の資格・ 研修の受 講経験	11. 教育歴	12. 備考
1												
2												
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												
11												
12												
13												
14												
15												
16												
17												
18												
19												
20												

備考

- 1 様式3別紙5は、協力施設を含む講義、演習又は実習を行う施設の全ての特定行為研修の指導者（通信による方法により行う場合は指導補助者を含む。）について、新たに行おうとする特定行為区分ごとに記入すること。既に提出している共通科目の研修計画から変更がなければ、本様式の提出は不要。
- 2 複数の特定行為区分に係る特定行為研修を行い、共通科目の指導者が同一の場合、いずれかの区分においてのみ共通科目の指導者を記載すればよいこと。
- 3 「1. 担当分野（担当科目）」は、当該指導者が担当する共通科目名又は区分別科目名を記入すること。独自の科目名がある場合は括弧書きで併記すること。
- 4 「4. 所属する団体の名称」は、当該指導者が所属する団体の名称を記入すること。複数の団体に所属している場合は主に所属する団体名を、所属する団体がない場合は、その旨を記入すること。
- 5 「5. 役職」は、当該指導者が所属する団体での役職を記入すること。所属する団体での役職がない場合は、その旨を記載すること。
- 6 「7. 指導医講習会等の受講経験」は、指導者が医師又は歯科医師の場合に、医師の臨床研修に係る指導医講習会、歯科医師の臨床研修に係る指導歯科医講習会の受講経験又は当該講習会に相当する研修の受講経験の有無について記入すること。また、「○」の場合は、受講年度と講習会の名称を記入すること。指導者が医師以外の場合には、該当なしとして「－」を記入すること。
- 7 「8. 特定行為研修指導者講習会の受講経験」については、特定行為研修に必要な指導方法等に関する講習会の受講経験の有無について記入すること。「○」の場合は、受講年度と受講した講習会の主催者名を記入すること。
- 8 「9. 特定行為研修の修了」については、指導者が看護師の場合に、特定行為研修の修了の有無について記入すること。「○」の場合は、修了した特定行為区分の名称を記入すること。また修了した区分数が多い場合は、別途特定行為区分名を記載した用紙を添付（様式自由）、又は特定行為研修修了証を添付してもよいこと。指導者が看護師以外の場合には、該当なしとして「－」を記入すること。
- 9 「10. その他の資格・研修の受講経験」は、指導者の担当分野（担当科目）に関連する研修の受講経験又は資格を有する場合に、当該研修の受講年度及び名称又は当該資格の取得年及び名称を記入すること。
- 10 「11. 教育歴」は、大学等での教授経験及びその年数について記入すること。
- 11 実技試験（OSCE）を行う指導者又は指導補助者である場合は、備考欄にその旨を記入すること。
- 12 記入欄が足りない場合は、行を追加し記入すること。なお複数頁にわたる場合は「(No.)」に通し番号を記載すること。
- 13 備考欄に記入しきれない場合は、別途記載（様式自由）し添付してもよいこと。

指定取消申請書

令和 年 月 日

厚生労働大臣 殿

指定研修機関名
代表者

保健師助産師看護師法第 37 条の 2 第 2 項第 1 号に規定する特定行為及び同項第 4 号に規定する特定行為研修に関する省令（平成 27 年厚生労働省令第 33 号）第 14 条の規定に基づき、以下のとおり指定研修機関の指定の取消しを申請いたします。

指定研修機関名：	
指定の取消しを受けようとする理由：	
指定の取消しを受けようとする期日	令和 年 月 日
現に特定行為研修を受けている看護師があるとき	受講者数（ 名）
	上記の受講者に対する措置
特定行為研修を受ける予定の看護師があるとき	受入予定数（ 名）
	上記の者に対する措置

備考

- 1 「代表者」は、学校にあっては設置者、病院にあっては開設者、法人その他の者にあってはその代表者の氏名を記入すること。
- 2 必要がある場合は、続紙（様式自由）に記入して添付すること。
- 3 「現に特定行為研修を受けている看護師があるとき」の「上記の受講者に対する措置」は、受講者の特定行為研修の修了の見込みを記入すること。また、受講者を他の指定研修機関に引継ぎ、継続して特定行為研修を受講させる場合には、当該指定研修機関の名称及び所在地を記入すること。